情報リテラシー啓発のための

羅針盤（コンパス）

第 2.2 版
（2024 年 10 月 31 日 発行）

株式会社ラック
サイバー・グリッド・ジャパン 編

目次

1．本書について 1
2．本書の対象 1
3．本書の概要（サマリ） 1
4．インシデント項目 7
4-1．情報モラル 9
■ インシデント項目 1．デマ・フェイクニュースを発信すること 10
■ インシデント項目 2．炎上させること 13
■ インシデント項目 3．ネット依存 15
■ インシデント項目 4．健康被害 17
■ インシデント項目 5．誹謗中傷 19
■ インシデント項目 6．不適切投稿 22
■ インシデント項目 7．ネットいじめ・ハラスメント 24
■ インシデント項目 8．犯罪予告 26
■ インシデント項目 9．著作権侵害 28
■ インシデント項目 10．肖像権侵害 32
■ インシデント項目 11．プライバシー権侵害 34
■ インシデント項目 12．ネット選挙運動違反 36
■ インシデント項目 13．出会い系サイトに起因する犯罪被害 38
■ インシデント項目 14．SNS 等に起因する犯罪被害 40
■ インシデント項目 15．リベンジポルノ 42
■ インシデント項目 16．児童ポルノの製造、所持、頒布 44
■ インシデント項目 17．違法・有害コンテンツ 46
■ インシデント項目 18．チート行為 48
■ インシデント項目 19．不必要な位置情報の付与 50
■ インシデント項目 20．SNS 公開範囲設定の誤り 52
■ インシデント項目 21．フィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能制限等）の未利用 54
■ インシデント項目 22．ながらスマホ（歩きスマホ・運転中のながらスマホ等） 56
4-2．情報セキュリティ 58
■ インシデント項目 23．偽警告 60
■ インシデント項目 24．不正アクセス 62
■ インシデント項目 25．フィッシング 64
■ インシデント項目 26．ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管 66
■ インシデント項目 27．ウイルス（マルウェア）感染 68
■ インシデント項目 28．情報漏えい（機密情報・個人情報等） 70
■ インシデント項目 29．OS やアプリの未更新 72
■ インシデント項目 30．不十分な ID/パスワードの取り扱い 74

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 31．機器の紛失・破損 76
4-3．消費者トラブル 79
■ インシデント項目 32．迷惑メール 80
■ インシデント項目 33．有害広告 82
■ インシデント項目 34．架空請求・不正請求 84
■ インシデント項目 35．高額課金 86
■ インシデント項目 36．情報商材 88
■ インシデント項目 37．オンライン売買仲介サービスでのトラブル（インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル） 90

※　本書の内容は株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパンで取りまとめたものであり、株式会社ラックの意見を代表するものではありません。

© 2019 LAC Co., Ltd

「情報リテラシー啓発のための羅針盤」について

「情報リテラシー啓発のための羅針盤（コンパス）（以下、「羅針盤」）」はサイバー空間におけるデジタル活用能力（情報リテラシー）について、「世代・立場別にどの水準まで習得する必要があるのか」、「トラブルを未然に防ぐためには具体的にどのような対応をすればよいのか」、「ICT や情報メディアをどのように活用すればよいのか」といった内容を整理し、必要となる知識をまとめた教材となっています。現在、3 つの教材と、それらの教材を使いこなすための「使い方ガイド」の 4 冊で構成されています。

本書は、羅針盤「本編」であり、インターネットの利用で起こり得るインシデントを 3 分類 37 項目で整理し、年代別の啓発目標や、関係法令、参考事例等について記載しています。

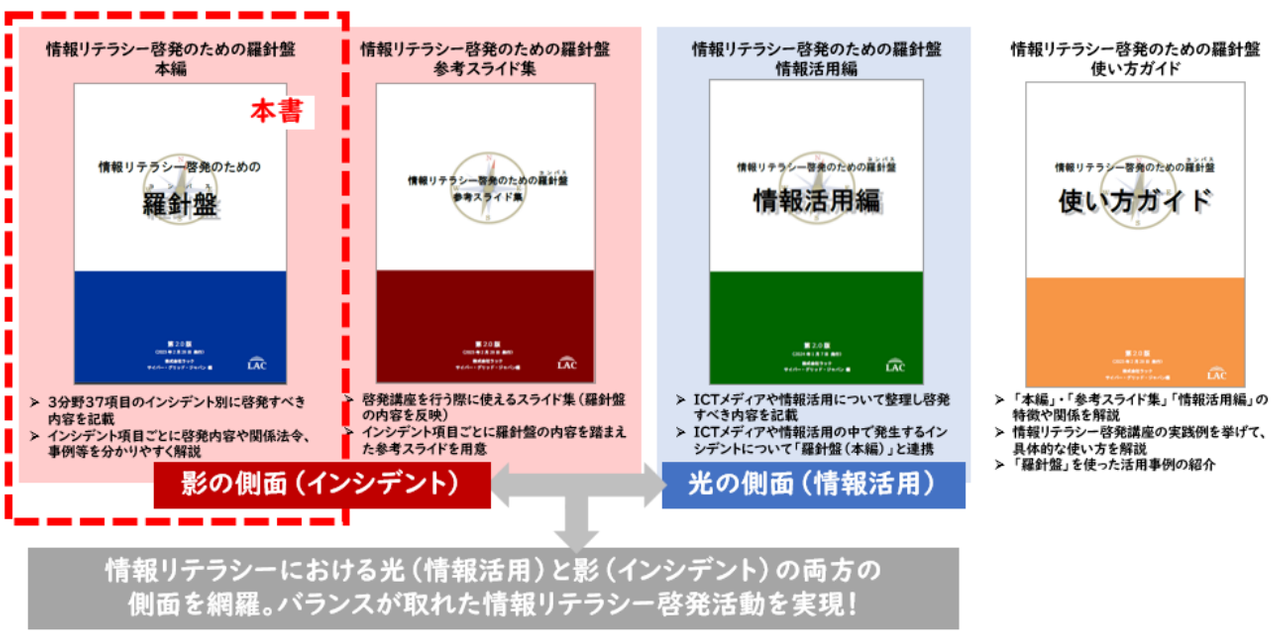

「羅針盤（PDF 版）」ダウンロードページ（株式会社ラックホームページ内）

https://www.lac.co.jp/lacwatch/media/20241031_004177.html

© 2019 LAC Co., Ltd

MEMO

© 2019 LAC Co., Ltd

1. 本書について

文部科学省は、小・中・高等学校における情報モラル教育の指針として平成 19 年に「情報モラル指導モデルカリキュラム」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296900.htm）を定めています。情報モラル教育を体系的に推進するために指導内容を情報モラルの 5 つの分類に整理し、それぞれの分類ごとに児童生徒の発達段階に応じて大目標・中目標レベルの指導目標を設定したものです。

上記カリキュラムが定められてから 10 年以上が経過し、ICT（Information and Communication Technology）の利用はさらに必要不可欠なものとなりました。現在、情報モラル・情報セキュリティも含めた情報の収集、読解、創造、発信等のリテラシー（以下「情報リテラシー」）が全ての世代の生活に密接に関係する時代を迎えています。AI や IoT を基礎とした「Society5.0[*1]」時代の到来、学校教育における GIGA スクール構想による一人一台端末環境の実現、また世界的な情勢の変化にも見舞われる中テレワークが推進されるなど、子供だけではなく大人の世代も含め、日常生活の中で ICT の利用が欠かせない大きな転換期を迎えています。「情報リテラシー啓発のための羅針盤（コンパス）（以下「本書」）」は、そのような時代において様々な世代や立場の方に向けて、ICT を利用する上で必要となる知識やトラブルへの対処方法などをまとめ、事例や法改正等の情報を随時アップデートしております。

本書は、これからの日本社会における情報リテラシー啓発の指針として、日々進化する ICT 利用環境やソーシャルメディアを通して形成される文化を踏まえ、家庭や地域社会で必要される情報リテラシーや社会人として身に着けるべき情報セキュリティ等について盛り込んでいます。これにより、本書に沿った啓発活動を行い、対象者が受講することで、様々な世代や立場において、必要な情報リテラシーを身につけることが可能となります。

株式会社ラック（以下、ラック） サイバー・グリッド・ジャパンでは、本書に沿った情報リテラシー啓発活動の実践結果の蓄積・共有、評価を行い、より効果的な啓発手法の検討とそれらを反映した本書の改訂に関する研究を継続していきます。これによって「Evidence Based Encouragement[*2]」を実践し、本書が情報リテラシー啓発活動における一助となることを目指しています。

2. 本書の対象

本書は、地域社会や会社、学校等において、情報リテラシーを啓発・教育する講師やファシリテーター、先生、保護者の方を対象にしています。

3. 本書の概要（サマリ）

本書では、「情報モラル」、「情報セキュリティ」、「消費者トラブル」の 3 つの分類に各インシデント項目を分け、属性毎（未就学児・小学生（1～4 年）、小学生（5～6 年）、中学生、高校生、大学・専門学校生、成人（一般：主に情報機器の取扱いに習熟した企業・団体等で働く社会人等）、成人（特に高齢者等：主に情報機器の取扱いに不慣れな高齢者）、保護者、教育関係者）に啓発目標を設定し、学術的根拠及び法教育の視点に基づきながら、各インシデントの概要と情報リテラシー啓発における指針を示しています。

各属性の特徴については以下を参照いただき、啓発を実施される際の参考としてください。

[*1] 「第 5 期科学技術基本計画」の中で我が国の目指すべき姿として提唱されているあたらしい社会のあり方。内閣府の定義では『サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題を両立する、人間中心の社会（Society5.0）』とされている（Society5.0（【内閣府】https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/））。

[*2] Evidence Based Encouragement とは、これまで行ってきた様々な啓発活動やその支援活動について、印象やこれまでの慣例等にこだわらず、行う啓発や支援についてその目的や手法について Evidence を求め、それに応じた活動を行うこと。

© 2019 LAC Co., Ltd

《各属性の特徴：子供》

	未就学児	小学生		中学生	高校生	大学生・専門学生
		1～4年生	5～6年生			
主な使用デバイス	①スマートフォン ②タブレット ③携帯ゲーム機	①タブレット ②スマートフォン ③携帯ゲーム機	①タブレット ②携帯ゲーム機 ③スマートフォン	①スマートフォン ②タブレット ③携帯ゲーム機	①スマートフォン ②携帯ゲーム機 ③ノートパソコン	①スマートフォン ②パソコン ③タブレット
デバイスの所有者	保護者	保護者/本人	保護者/本人	本人	本人	本人
保護者の関わり方	時間を制限	時間と行動を制限	時間と行動を制限	ルールを守らせる	ルールを守らせる	注意を促す
デバイスの利用目的（参考:【内閣府】平成29年度青少年のインターネット利用実態調査）	①動画視聴 ②ゲーム ③知育	①動画視聴 ②ゲーム ③知育/情報検索	①ゲーム ②動画視聴 ③情報検索	①動画視聴 ②ゲーム ③コミュニケーション	①コミュニケーション ②動画視聴 ③音楽視聴	①コミュニケーション ②地図・ナビゲーション ③動画視聴
コミュニケーション（メール、メッセンジャー、ソーシャルメディア等）の範囲	・親との関係が密接 ・特定の人とのコミュニケーション	・親との関係が密接 ・特定の人や集団とのコミュニケーション	・友人関係の比重高 ・反抗期（子供によっては思春期に入る） ・特定の人や集団とのコミュニケーション	・友人関係の比重高 ・同調性向上 ・恋愛関係に興味（異性への関心高） ・承認欲求高 ・反抗期（親との距離が遠くなり始める） ・特定多数の知り合い（外に関心が向く）	・友人関係の比重高 ・反抗期（親より友人関係の比重が高） ・同調性向上 ・恋愛関係への関心高（異性への関心高） ・承認欲求高 ・アルバイトなど学校以外での付き合い ・不特定多数の知り合い（外に関心が向く）	・友人関係の比重高 ・アルバイトなど学校以外の付き合い ・親とはほどほどの距離感 ・不特定多数の知り合い（外に関心が向く） ・アルバイトなど学校以外での付き合い

《各属性の特徴：大人》

	成人		保護者	教育関係者
	一般（主に情報機器の取扱いに習熟した企業・団体等で働く社会人等）	特に高齢者等（主に情報機器の取扱いに不慣れな高齢者）		
主な使用デバイス	①スマートフォン ②パソコン ③タブレット	①パソコン ②スマートフォン ③携帯電話	①スマートフォン ②パソコン ③タブレット	①スマートフォン ②パソコン ③タブレット
デバイスの所有者	本人/会社	本人	本人	本人/教育機関
デバイスの利用目的（主たるもの）	①コミュニケーション ②ニュース ③地図・ナビゲーション	①コミュニケーション ②地図・ナビゲーション ③ニュース	①コミュニケーション ②ニュース ③地図・ナビゲーション	①コミュニケーション ②ニュース ③地図・ナビゲーション
コミュニケーション（メール、メッセンジャー、ソーシャルメディア等）の範囲	・会社の顔としての付き合い増加 ・色々な年代の人と付き合い増加	・会社を退職後コミュニケーションの範囲は家族が中心 ・異なる世代との付き合いが減少	・子供の一番身近な大人 ・ママ友等、子供を介した付き合い増加 ・家族や子供中心の生活となるため、社会との接点が減少（専業主婦・主夫の場合）	・子供に近い大人 ・保護者へのアクションも必要

また、各インシデント項目の概要（サマリ）については、次ページ以降を参照ください。

© 2019 LAC Co., Ltd

《インシデント項目の概要（サマリ）》

No.	インシデント項目	概要	影響範囲 ①利用者自身：ピンク ②家族：水色 ③友達：緑 ④所属（会社、学校等）：黄色 ⑤社会：オレンジ	被害/加害 被害：利用者自身が被害者になるインシデントに○	被害/加害 加害：利用者自身が加害者になるインシデントに○	リスクの段階 ①リスクの認知 ②リスクの評価 ③リスクへの対策	法令 関係法令が存在するインシデントに○	罰則 罰則がある法令の場合に○
情報モラル								
■現象								
1	デマ・フェイクニュースを発信すること	事実に反する噂や悪意をもった嘘の情報を発信すること。インターネットの特性として加速して広まる傾向にある		●	●	②リスクの評価	●	●
2	炎上させること	違法な行為や不当な行為をインターネットに投稿することで多数の怒りを買い、非難が集中したり殺到したりすること		●	●	②リスクの評価	●	●
3	ネット依存	勉強や仕事といった生活面や心身の健康面などよりもインターネットの利用を優先してしまい、使う時間や方法を自分でコントロールできないこと		●		③リスクへの対策		
■トラブル								
4	健康被害	インターネットの利用により心身の健康を害すること		●		①リスクの認知		
5	誹謗中傷	事実でないこと等を理由にして、悪口などの手段で相手の人格や名誉をおとしめたり傷つけたりする行為のこと		●	●	②リスクの評価	●	●
6	不適切投稿	違法な行為や不当な行為等の不適切な書き込みや不適切な行為を撮影した写真や動画を SNS 等に投稿すること		●	●	②リスクの評価	●	●
7	ネットいじめ・ハラスメント	ある利用者に対して他の利用者が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった利用者が心身の苦痛を感じるもの		●	●	②リスクの評価	●	●
8	犯罪予告	他人に危害を加える等、刑罰法規に違反する行為を行うことを予告すること			●	①リスクの認知	●	●
9	著作権侵害	著作物を著作権者の許諾を得ず無断で複製やネット等で配信すること		●	●	①リスクの認知	●	●
10	肖像権侵害	無断で他人の顔や姿などを撮影したり、それらを公表したりすることで、違法性のあるもの		●	●	①リスクの認知	●	●

© 2019 LAC Co., Ltd

No.	インシデント項目	概要	影響範囲 ①利用者自身：ピンク ②家族：水色 ③友達：緑 ④所属（会社、学校等）：黄色 ⑤社会：オレンジ	被害/加害 被害：利用者自身が被害者になるインシデントに○	被害/加害 加害：利用者自身が加害者になるインシデントに○	リスクの段階 ①リスクの認知 ②リスクの評価 ③リスクへの対策	法令 関係法令が存在するインシデントに○	罰則 罰則がある法令の場合に○
■トラブル（前ページからの続き）								
11	プライバシー権侵害	他人に知られたくない私事をむやみに取得したり、公表したり、不当に利用すること		●	●	①リスクの認知	●	●
12	ネット選挙運動違反	有権者が電子メールを使って選挙運動をする行為や 18 歳未満の子供が SNS 等で特定の候補者の応援メッセージを投稿する行為、選挙運動の様子を動画サイトにアップする行為等			●	①リスクの認知	●	●
13	出会い系サイトに起因する犯罪被害	青少年が出会い系サイトを利用することで巻き込まれる性犯罪等の犯罪被害のこと。また、出会い系サイトを使った詐欺や脅迫、売春にかかわること		●	●	①リスクの認知	●	●
14	SNS 等に起因する犯罪被害	青少年が SNS 等を利用することで巻き込まれる性犯罪等の犯罪被害のこと。また、SNS 等を使った詐欺や脅迫、売春にかかわること		●	●	①リスクの認知	●	●
15	リベンジポルノ	盗撮画像や、相手への復讐手段として、元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画をインターネット上で不特定多数に公開すること		●	●	①リスクの認知	●	●
16	児童ポルノの製造、所持、頒布	青少年の裸や性的行為の写真、動画を撮影（青少年自身が被写体となり裸体等を写真や動画で撮影する自画撮り含む）して所持し、他人に配布すること			●	①リスクの認知	●	●
17	違法・有害コンテンツ	違法にインターネットにアップロードされたものや内容が違法であるコンテンツのこと。また、閲覧することにより青少年の健全な育成を阻害するもの	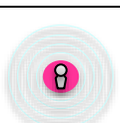	●	●	②リスクの評価	●	●
18	チート行為	PC やスマートフォンのゲームのデータやプログラムを改ざんして、正規の利用では本来できないことを不正に実施可能にすること	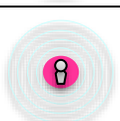		●	①リスクの認知	●	●
■対策								
19	不必要な位置情報の付与	不必要に GPS 機能等を利用し投稿や写真に位置情報を記録し、自分のいる場所や自宅の住所を公開してしまうこと		●	●	③リスクへの対策		
20	SNS 公開範囲設定の誤り	SNS 上の情報をどこまで公開するか、正しく設定していないこと	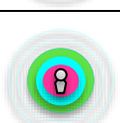	●	●	③リスクへの対策		
21	フィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能制限等）の未利用	青少年が安心して安全にインターネットを利用する上で、有害情報を閲覧させないためのサービスやソフトウェアであるフィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能制限等）を利用していないこと	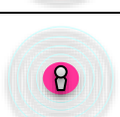	●		③リスクへの対策	●	

© 2019 LAC Co., Ltd

	No.	インシデント項目	概要	影響範囲 ①利用者自身：ピンク ②家族：水色 ③友達：緑 ④所属（会社、学校等）：黄色 ⑤社会：オレンジ	被害/加害 被害：利用者自身が被害者になるインシデントに○	被害/加害 加害：利用者自身が加害者になるインシデントに○	リスクの段階 ①リスクの認知 ②リスクの評価 ③リスクへの対策	法令 関係法令が存在するインシデントに○	罰則 罰則がある法令の場合に○
	■対策（前ページからの続き）								
	22	ながらスマホ（歩きスマホ・運転中のながらスマホ等）	別の行為（歩行中、運転中、食事やお風呂等）をしながらスマートフォンを操作すること		●	●	③リスクへの対策	●	●
情報セキュリティ									
	■トラブル								
	23	偽警告	「ウイルス感染している」等の偽の警告を出して利用者の不安を煽るもの		●		①リスクの認知	●	●
	24	不正アクセス	本来アクセス権限を持たない者が、アクセス制限されたサーバや情報システム内部へ侵入し利用する行為のこと		●	●	①リスクの認知	●	●
	25	フィッシング	送信者を詐称した電子メールを送ったり、偽の Web サイトにユーザーを誘導したりし、パスワードやクレジットカード番号、銀行口座の暗証番号等を入力させることで、情報を窃取すること		●		①リスクの認知	●	●
	26	ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管	不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードを作成し、提供したり保管したりすること			●	①リスクの認知	●	●
	27	ウイルス（マルウェア）感染	不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードに、PC やスマートフォンが感染していること		●	●	③リスクへの対策	●	●
	28	情報漏えい(機密情報・個人情報等)	故意または過失によって機密情報あるいは個人が特定されうる情報が外部に漏れること		●	●	③リスクへの対策	●	●
	■対策								
	29	OS やアプリの未更新	常に最新の状態に OS やアプリを更新していない（セキュリティを高めていない）こと				③リスクへの対策		
	30	不十分な ID/パスワードの取り扱い	情報システムを利用する者を識別するための符号の設定や管理が不十分なこと（分かりやすい ID/パスワードや、PC に ID/パスワードを貼り付けておく行為等）				③リスクへの対策		
	31	機器の紛失・破損	インターネットに接続可能な機器を紛失または破損することで、不正利用や個人情報の流出・消失につながること	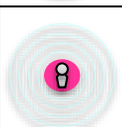			③リスクへの対策	●	●

© 2019 LAC Co., Ltd

No.	インシデント項目	概要	影響範囲 ①利用者自身：ピンク ②家族：水色 ③友達：緑 ④所属（会社、学校等）：黄色 ⑤社会：オレンジ	被害/加害 被害：利用者自身が被害者になるインシデントに○	 加害：利用者自身が加害者になるインシデントに○	リスクの段階 ①リスクの認知 ②リスクの評価 ③リスクへの対策	法令 関係法令が存在するインシデントに○	罰則 罰則がある法令の場合に○
消費者トラブル								
■トラブル（前ページからの続き）								
32	迷惑メール	利用者が同意した覚えのない広告宣伝メールやウイルス感染を目的としたウイルスメール、チェーンメール等のこと		●	●	①リスクの認知	●	●
33	有害広告	閲覧する者の興味を誘い、有害コンテンツに誘導する広告のこと		●		①リスクの認知	●	●
34	架空請求・不正請求	料金を支払うべき行為が無いにもかかわらず金銭を請求されること。また、利用料金等を請求されたり、常識的な対価以上の金額を請求されたりすること		●		①リスクの認知	●	●
35	高額課金	オンラインゲームや通販などで支払い能力を超える高額の課金や購入をすること		●		①リスクの認知	●	
36	情報商材	無価値であるものにもかかわらず、オンライン上で価値があるものとして売買される情報のこと		●	●	②リスクの評価	●	●
37	オンライン売買仲介サービスでのトラブル（インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル）	インターネット上の個人売買を仲介するサービスを利用することで生じるトラブルのこと		●	●	②リスクの評価	●	●

© 2019 LAC Co., Ltd

4. インシデント項目

各インシデント項目に記載されている内容は以下のとおりです。各インシデントに記載の内容は、適宜見直し、更新を行います。

A) 概要

インシデントの説明、内容です。

B) 啓発目標

啓発実施後に、啓発の対象となる各属性（未就学児・小学生（1～4 年）、小学生（5～6 年）、中学生、高校生、大学・専門学校生、成人（一般：主に情報機器の取扱いに習熟した企業・団体等で働く社会人等）、成人（特に高齢者等：主に情報機器の取扱いに不慣れな高齢者）、保護者、教育関係者）において目標となる知識や対応のレベルを記載しています。

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

影響範囲やリスクの段階等、インシデントの基本となる情報です。各項目の詳細は以下のとおりです。

- 影響範囲（狭⇔広）

  狭い範囲から広い範囲に向かって、「自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）」の順で、インシデントが及ぼす影響範囲について記載しています。

- 利用者自身が被害者になる／利用者自身が加害者になる

  インシデントについて、利用者自身が被害者になるのか、加害者になるのか、また、その両方になるのかについて記載しています。

- リスクの段階

  インシデントのリスクの段階について記載しています。リスク段階とその説明は以下のとおりです。

  ① リスクの認知：
  リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの。

  ② リスクの評価：
  リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの。

  ③ リスクへの対策：
  インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの。

【啓発の具体的な内容】

啓発時に盛り込むべき具体的な内容の例です。

D) 属性により注意すべき内容

属性（啓発の対象）により啓発の内容は異なるケースもあり、特定の属性において啓発時に注意すべき事項がある場合は、本項目において記載しています。P.2～3 の「《各属性の特徴》」についても参考としてください。

E) 主な関係法令や罰則

インシデントに関係する法令や罰則等がある場合は、その法令や罰則を記載しています。インシデントがどのような法令により規定されているのか、また、実際にインシデントが発生した場合にどのような罰則が科せられるのかを啓発する際に、本項目が参考となります。

© 2019 LAC Co., Ltd

F)　参考事例

インシデントを説明したり啓発したりする上で、参考となる事例やニュース、裏付けとなる調査結果や各種相談窓口等について記載しています。

© 2019 LAC Co., Ltd

4-1. 情報モラル

情報モラルは、文部科学省の学習指導要領解説において「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と示されており、「3-1. 情報モラル」では、情報モラルを身につける上で必要となる知識や対応を、インシデント毎に記載しています。

- **インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること**
- **インシデント項目 2. 炎上させること**
- **インシデント項目 3. ネット依存**
- **インシデント項目 4. 健康被害**
- **インシデント項目 5. 誹謗中傷**
- **インシデント項目 6. 不適切投稿**
- **インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント**
- **インシデント項目 8. 犯罪予告**
- **インシデント項目 9. 著作権侵害**
- **インシデント項目 10. 肖像権侵害**
- **インシデント項目 11. プライバシー権侵害**
- **インシデント項目 12. ネット選挙運動違反**
- **インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害**
- **インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害**
- **インシデント項目 15. リベンジポルノ**
- **インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布**
- **インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ**
- **インシデント項目 18. チート行為**
- **インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与**
- **インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り**
- **インシデント項目 21. フィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能制限等）の未利用**
- **インシデント項目 22. ながらスマホ（歩きスマホ・運転中のながらスマホ等）**

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 1. デマ・フェイクニュースを発信すること

A) 概要

事実に反する噂や悪意をもった嘘の情報を発信すること。インターネットの特性として加速して広まる傾向にある。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	情報には正しいものと誤ったものがあることを知る。
レベル 2	デマやフェイクニュースとは何かを知る。
レベル 3	情報の信頼性を吟味できる。
レベル 4	投稿の意図や情報の信頼性を吟味し、真偽が判断できない情報は拡散しない等、適切に対応できる。
レベル 5	情報の取捨選択、真偽を見極める方法を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- ネットの情報は日常会話と同じく、ユーモアの一環で意図的にウソの情報を投稿したり、思い込みで間違った情報を流したりする人もいる。受け手側も情報を鵜呑みにせず、投稿の意図を考えたり、発信元を確認したりして情報の正確性・信頼性を判断する必要がある。
- 引用や拡散する行為は、デマやフェイクニュースを拡散させて、その発信に加担する行為になることもあり、疑わしい情報のつもりで引用しても結果的に拡散になりうることに注意する。
- 情報の真偽が判断できないときは、安易に情報を拡散しないことが大切である。情報が拡散される中で、投稿者自身が想定しない被害をもたらすことや、他人に誤解を与えミス・リードにつながる可能性があることを理解する。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 一度投稿した内容は別のユーザーに複製・拡散される可能性があり、自分の投稿を削除しても、投稿した内容は完全に消すことができない。投稿を止めるチャンスは送信前の 1 回しかないことを認識する。
- インターネットサービス事業者が提供するシステムは、利用者のクリック履歴等のデータを収集・分析し、ユーザーの好みに合わせた情報を提供する仕組みになっている。ユーザーが偏った情報をもとに判断、行動してしまった場合、炎上や偽情報・誤情報の拡散が深刻になることが懸念されている。例えば、以下のような状況についても気を付ける必要がある。
  - フィルターバブル：ユーザーが関心を持つ内容をおすすめとして優先的に表示させ、ターゲティング広告等に利用した結果、検索エンジンや SNS 等のレコメンド（おすすめ）投稿にも同じ傾向の情報が表示され、ユーザーが関心を持つ情報のみに囲われる状態になること。
  - エコーチェンバー：自分と似た思考を持つ者同士で肯定的な意見や自分たちに都合の良い情報のみを交換した結果、自分たちの考えが絶対的に正しく、異なる意見を排除するようになること。結果として一般的なユーザーに比べて意見が極端化し、攻撃的になる恐れがある。
  - アテンション・エコノミー：インターネットサービス事業者が多くの情報の中から、注目（＝アテンション）をひくような情報によってクリックを促し、より多くの広告を閲覧させ、サービスを使ってもらおうとするネット上の仕組み（＝経済モデル）のこと。偽情報・誤情報を多くの人が閲覧した場合、混乱を招く恐れがある。
  - ネット上の書き込みには、注目をひくように書かれた表現が多く、偽情報・誤情報だけでなく、いわゆる「盛った」情報が、事実に基づく情報であっても本質ではない部分を強調したり、そこだけを切り取ったりすることによって、結果的に情報を操作すること（＝ミス・リード）が、他の情報よりも目立ってしまうことが起きる可能性がある。

D) 属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）～高校生》

ネット上の情報は、悪意のある内容や誤った内容のものがあるため、そのような情報に接したり、情報の拡散を求められたりすることがあった場合は必ず身近な大人に相談し、対応を求めること。

《保護者・教育関係者》

児童・生徒や学生、高齢者等には、情報の信頼性を判断し適切に対応できるよう促すことが大切だが、保護者や教育関係者には、さらに一歩踏み込んで、児童・生徒や学生、高齢者等に情報の信頼性を判断する上で、その情報の真意を見極める方法を教えられる知識を身につけてもらう。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 名誉毀損（230 条）：3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金
  - 偽計業務妨害（233 条）：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- 民法
  - 損害賠償請求（709 条）

F) 参考事例

- 2020 年以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、憶測で書かれた記事や誤った情報がネット上に氾濫し、それを信じた人が誤った情報を拡散し、混乱が生じた。
- 実在する飲食店の名前を挙げ、新型コロナウイルスの感染者が勤務しているとの虚偽の情報をインターネット上の掲示板に投稿したとして、会社役員の男が偽計業務妨害の疑いで逮捕された（2020 年 4 月）。
- 調査研究機関（MMD 研究所）がスマートフォンを持つ中高生を対象に行った調査で、約 26%の学生がフェイクニュースに騙された経験があるとの調査結果が出た（2019 年 3 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 東名高速道路で起きた自動車事故において、デマの拡散により被告とは全く関係ない人物が「被告の父親」に仕立て上げられた（2017 年 6 月）。
- 熊本地震発生時に「ライオンが逃げた」との嘘の投稿が拡散された（2016 年 4 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 2. 炎上させること

A) 概要

違法な行為や不当な行為をインターネットに投稿することで多数の怒りを買い、非難が集中したり殺到したりすること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	炎上とは何かを知る。
レベル 2	インターネットは公共のものであるという意識を持つ。
レベル 3	インターネットの公共性を意識して投稿できる。
レベル 4	インターネットの公共性を理解し、炎上が起きた場合も適切に対応できる。
レベル 5	インターネットの公共性を維持するために、主体的に行動できる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★★：レベル 5
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネットは世界中の人、異なる文化や風習を持つ人と一緒に利用しているため、公共の場所と同じように多くの人たちと円滑に過ごすためのルールやマナーが必要となる。投稿する情報が公共の場所で公開するのにふさわしい内容かどうか、不快な思いをする人がいないかどうか、よく吟味する。
- 投稿は世界中に一瞬で拡散してしまうおそれがあり、違法な行為や不当な行為を投稿してしまっても消すことはできないことを認識する。
- 匿名での投稿は、個人情報を特定されない、皆もやっているから大丈夫という心理が働きやすいが、匿名の投稿であっても、炎上の原因となった人物の「特定」作業が一部のユーザーによって執拗に行われ、個人情報が Web サイト上に晒される危険性があることを知る。

© 2019 LAC Co., Ltd

- ネット上で他人を貶める行為は正義感から来るものであっても、炎上したり、違法になったりする可能性があることを理解する。また、引用や拡散、「いいね」等の反応をすることで、炎上している状況を助長し、悪化させることがあることに注意する。
- 人種・民族・思想・宗教・政治的な立場などに関する投稿は、個々の考え方が多様で対立意見を呼びやすいので、受け手側にも十分に配慮し投稿する必要がある。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）～高校生》

炎上によるトラブルを未然に防ぐために、家族、学校、友達同士でルールを作り、守ること。トラブルに遭った場合は、自分で解決しようとせず身近な大人に相談すること。

《大学生・専門学校生》

アルバイトやサークル活動など、大人の目が行き届かない場所での活動が増えるため、軽い気持ちで SNS 等に投稿して炎上を起こしたり、炎上を助長したりすることがないように十分注意する。

《成人（一般）》

社会人の立場で炎上するような投稿をした場合、本人だけではなく所属する会社や組織にも被害が及ぶ可能性が高いことを認識してもらう。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 偽計業務妨害（233 条）：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

F) 参考事例

- コンビニチェーン店の店舗で賞味期限切れのおでんを販売していることを、コンビニ関係者が「暴露系」を称する動画配信者に情報提供したことがきっかけで、寄せられた証拠の動画などをライブで配信、店舗が特定され、本社公式サイトから謝罪文が出された（2021 年 1 月）。
- 回転寿司のチェーン店のアルバイト店員の少年 2 人が、一度ごみ箱に捨てた魚をまな板に載せたりした悪ふざけの様子を動画で撮影し、公開範囲・期間限定で SNS に投稿した。撮影者の少年は数時間で動画を削除したが、動画を見た友人の 1 人が削除前に動画を保存、その後撮影者の少年と仲たがいをしたことがきっかけで、撮影者を困らせるために保存動画を SNS に再投稿した。その結果チェーン店への苦情が殺到し、アルバイト店員 2 名は解雇されたが、さらに偽計業務妨害で撮影者のアルバイトの少年と動画を再投稿した友人の少年が書類送検された（2019 年 2 月）。
- アルバイト店員が、2013 年 8 月に厨房のシンクに座り込んだり冷蔵庫に体を入れたりした様子を撮影した写真をインターネットに投稿し炎上。その後、信用が回復せず 2016 年に宅配ピザ運営会社が破産した（2016 年 8 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 3. ネット依存

A) 概要

勉強や仕事といった生活面や心身の健康面などよりもインターネットの利用を優先してしまい、使う時間や方法を自分でコントロールできないこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットは保護者等がいる前で利用する。
レベル 2	インターネットの利用時間等を決め、守ることができる。
レベル 3	生活や健康を害するようなインターネットの利用（食事中の利用や睡眠を削っての長時間利用等）を自制できる。
レベル 4	生活面や健康面に配慮した情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる。
レベル 5	家庭毎にルールを設け、情報メディアの利用と生活習慣のバランスを取り、子供だけでなく大人も一緒に守る。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★☆：レベル 4

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- インターネットを利用する時間が長時間になると、睡眠不足に繋がり、睡眠時間を削る生活で健康を害したり、仕事や勉強に身が入らなくなったりする弊害も生じる可能性がある。
- ユーザーの中には、日々感じるストレスを実生活でうまく発散できず、現実逃避の手段として SNS、動画、ゲームを長時間使用するうちに、ネット依存に陥る人もいる。インターネットの世界に現実逃避するのではなく、現実世界の問題にどう向き合っていけばよいのか対策を見出せるよう、保護者や先生、専門機関等に助力を求める。

© 2019 LAC Co., Ltd

- インターネットを使用しないオフラインの時間を意識的に作り、その時間にスマートフォンやインターネット以外で自分が楽しいと感じるものを見つけてみる。
- ネット依存の例：
  - オンラインゲームによる刺激依存
  - SNS 利用による投稿型依存
  - 動画サイト利用によるエンターテイメント依存
  - メッセージアプリ利用によるメッセージ依存

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）～高校生》

将来、社会人として活躍するためには、自身でやるべきことをしっかりとこなした上で、インターネットを利用する習慣作りが必要であることを理解する。

《保護者》

携帯電話事業者が提供している利用制限、時間制限等のサービスを利用して、子供のスマートフォンの利用をコントロールすることができることを知ってもらう。

E) 主な関係法令や罰則

- なし

F) 参考事例

- 世界保健機関（WHO）が、2018 年 6 月に発表された「疾病および関連する健康問題の国際統計分類（ICD-11）」を採択し、「ゲーム障害」が WHO の定める国際疾病分類の 1 つに認定された。ICD-11 は 2022 年の 1 月に発行される（2019 年 5 月）。
- 2017 年度に実施した厚生労働省の研究班の調査で、「ネット依存」の疑いの強い中高生が全国で約 93 万人に上ることが分かった。5 年前の調査時に比べ、約 40 万人増加した（2018 年 8 月）。
- 無料通話アプリを使った友人とのトークを終わらせるタイミングが分からず夜遅くまでスマートフォンを使う日々が続き、睡眠不足で朝起きられず授業にも集中できなくなる。体調や成績に悪影響が出ているのに、アプリを使ったトークをやめられない（インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）（【総務省】https://www.soumu.go.jp/main_content/000506392.pdf）。
- 親から借りたスマートフォンを利用してゲームする中で、アイテムが欲しいときは親に相談しパスワードを入れてもらって購入していたが、翌月 10 万円を越える請求が来る。パスワード入力後の数分間は自由に購入できる設定になっていたため、親の承諾を得たアイテム以外にも勝手に購入していた（インターネットトラブル事例集（平成 28 年度版）（【総務省】http://www.soumu.go.jp/main_content/000505918.pdf））。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 4. 健康被害

A) 概要

インターネットの利用により心身の健康を害すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットは保護者等がいる前で利用する。また、保護者等とインターネットの利用時間を決め、守ることができる。
レベル 2	インターネットの長時間利用（食事中も利用、睡眠時間を削っての利用等）を自制できる。
レベル 3	日常生活の優先順位を付けて利用するとともに、インターネットの利用時間等のルールを自分で決めることができる。
レベル 4	健康面に配慮した情報メディアとの関わり方を意識し、行動できる。
レベル 5	家庭毎にルールを設け、情報メディアの利用と生活習慣のバランスを取り、子供だけでなく大人も一緒に守る。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★☆☆☆：レベル 2
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★☆：レベル 4

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネットの利用により、睡眠習慣（就寝）の悪化、運動習慣の減少、食習慣の悪化、視力の低下、心のコントロールが上手くできないなどの健康被害があることを知る。
- 情報端末は日常生活にも必要な機器であるため、本来やるべきことに支障が出ない程度にインターネットの利用時間を自身で制限する力を身につける必要がある。
- 日常の操作では顔から距離を離して画面を操作し、適度の休憩を入れて目に負担をかけ過ぎないよう配慮する。（PC と目の距離を 30cm 以上離すことが文部科学省の報告書にて推奨されている）。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 情報機器を長い時間見つめることにより、心身に影響が出る状態を VDT（Visual Display Terminals）症候群（IT 眼症）と呼ぶ。VDT 症候群の症状として、目の疲れや視力の低下、首や肩残りや痛みやしびれ、食欲の不振や不安、憂鬱等が段階的に現れ、もしそのような症状が出た場合には一定期間情報機器から離れて生活するような対応も必要になる可能性がある。
- 就寝の直前にゲームや動画を見ない、枕元にスマホを置かないなどの工夫をして良質な睡眠を確保できるよう努める。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者》

子供がインターネットの利用時間を自分でコントロールできるようになるために、どのような健康被害が発生しえるのかを子供と一緒に考え、健康被害を防ぐためのルールを一緒に決めることで、子供をサポートしてもらう。

E) 主な関係法令や罰則

- なし

F) 参考事例

- インターネットの長時間の利用によって、身体的（視力低下、寝不足、肩こり等）・精神的（イライラ等）な症状が発生しえる。
- 端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットについて（【文部科学省】https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00001.html）
- 児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック（令和 4 年 3 月改訂版）（【文部科学省】https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20220630-mxt_kouhou02-1.pdf）

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 5. 誹謗中傷

A) 概要

事実でないこと等を理由にして、悪口などの手段で相手の人格や名誉をおとしめたり傷つけたりする行為のこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知る。
レベル 2	何がルール・マナーに反する情報発信かを知り、ルール・マナーに反する投稿をしない。
レベル 3	特定多数に発信してよい情報か常に考える。メッセージの送信は相手の状況を想像して行うことが必要であると理解する。
レベル 4	不特定多数に発信してよい情報か常に考える。
レベル 5	人権に配慮した情報発信や情報のやり取りを心がける。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネットでは世界中の人が時間、距離、国境、言葉の壁もなく交流できる公共の場所であり、公共の場でのルールやマナーを守ることが重要であることを知る。
- インターネットは匿名性が高いが故に誹謗中傷を安易に発信しやすい。匿名性の高いインターネット上であっても、他人を傷つけ、冒涜するような言動を行った場合、強く非難され、様々なトラブルにも発展する場合がある。インターネットの利用者の中には、色々な立場、宗教、人種、主義主張を持つ人が存在するため、発言や行動は多様な人々に配慮した行動や言動が求められることを理解する。
- 情報を発信する前に、その発言が他人を傷つけるものではないか、相手の社会的評価を低下させるものではないか、一呼吸おいて考える習慣をつける。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 元となる事実がデマだったり、たとえ真実でも公共性がないことだったりすれば、正しいと思って書き込んだ内容であったとしても違法となるので、十分注意する。
- 同じ言葉であっても、良くも悪くも解釈できるような言葉は、対面での会話と比較して、ネット上でのコミュニケーションでは真意が伝わらないことが多く、特に注意が必要である。
- インターネット上で文字を使ってコミュニケーションを図る場合、対面で会話する時よりも双方の声や表情が見えにくいため、思うように情報のやり取りができないことがある。自分の発信する情報を相手がどのように受け止めるのかを想像し、正しく意味が伝わるように言葉に配慮する。
- 名誉毀損となる他のユーザーの書き込みを拡散するだけでも、誹謗中傷に加担するものとして法的責任を追及されることもありうることを認識する。
- インターネット上で芸能人やスポーツ選手などの有名人に向けて意図的に傷つけるような投稿をすることは、相手を貶める行為で違法となる可能性もあるため、行ってはならない。
- 身の回りでネットトラブルに巻き込まれた、もしくは巻き込まれそうになっているケースを見かけた場合は、一人で悩んだり解決しようとしたりせず、すぐに身近な人に相談する。それでも解決しない場合は、専用の窓口を確認しておくなどして相談先を事前に把握しておき、判断に迷う場合は消費者ホットライン（電話番号188）等にも相談する。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

啓発の内容は全属性共通。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 名誉毀損（230 条）：3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金
  - 侮辱罪（231 条）：1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料
  - 信用毀損（233 条）：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
  - 業務妨害（233 条・234 条）：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- 民法
  - 損害賠償請求（709 条）
  - 名誉回復措置（723 条）
- プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

F) 参考事例

- 以下のような公的機関の相談窓口で相談する。
  - 身に覚えの無い請求が来た（消費者ホットライン（188））
  - 犯罪に巻き込まれた、巻き込まれそう（緊急の事件は（110））
  - 個人情報や写真が勝手に投稿された（【違法有害情報相談センター】https://www.ihaho.jp/）
  - ネット上での人権侵害（【法務省インターネット人権相談】https://www.jinken.go.jp/）
- テレビのリアリティショーに出演していた芸能人が、ドラマの演出のために行った行動や発言が炎上し、ネット上に繰り返し誹謗中傷を受けた結果自死に追い込まれた（2020 年 5 月）。これがきっかけとなり、法令が見直され、侮辱罪の厳罰化改正刑法が 2022 年 6 月 13 日に成立、「1 年以下の懲役もしくは禁錮、30 万円以下の罰金」が刑罰に追加され、翌月から施行された（2022 年 7 月）。
- △校の C 君は、○校の D 君がどうにも気に入らず、D 君になりすまし、ネットに「○校の E 君が万引きをしている」と、ウソの書き込みをした。E 君が D 君を問い詰めると、D 君は書き込んでいないことが分かり調べると、△校の C 君の仕業だと判明し、学校間トラブルに発展した（インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）　（【総務省】http://www.soumu.go.jp/main_content/000506392.pdf））。
- SNS で他人の投稿を転載した男性が、元の投稿と並んで法的責任を追及された（2020 年 6 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

・ 調査研究機関（MMD 研究所）が 10 代～30 代の男女を対象にネットやスマホ等のマナーに関する調査を実施した結果、自分自身や友人・知人がネット上で誹謗中傷されているのを見たことがあると回答したのは 10 代が最も多く約 30%に及んだ。また、それらの誹謗中傷を見た場所は「SNS」が各世代とも最多であった（2015 年 6 月）。
・ 凶悪事件に関わったというデマがきっかけで、現在に至るまでお笑い芸人 S に約 20 年間、誹謗中傷が続いている（1999 年～）。
・ インターネット上の誹謗中傷への対策（【総務省】https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html）

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 6．不適切投稿

A) 概要

違法な行為や不当な行為等の不適切な書き込みや不適切な行為を撮影した写真や動画を SNS 等に投稿すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	不適切投稿とは何かを知る。
レベル 2	インターネットは公共のものであるという意識を持つ。
レベル 3	インターネットの公共性を意識して投稿できる。
レベル 4	インターネットの公共性を理解し、不適切投稿を行うことによる影響等について理解する。
レベル 5	インターネットの公共性を維持するために、主体的に行動できる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★★：レベル 5
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネットは大勢の人と共有している公共の場所なのでルールやマナーを守ることが大切であると理解する。
- 冗談のつもりで書いた投稿であっても、一度インターネット上に公開した情報は不特定多数の人に見られ、その内容に責任が伴うことを理解する。
- インターネットで発信した情報は複製、拡散される可能性が高く、一度発信した情報は完全に削除することは難しいことを意識する。
- 不適切な内容を投稿したり、拡散したりすると、迷惑行為に加担したものとみなされ、加害者として非難される可能性があるので、不快に思う人がいないかどうかを冷静に考え、行動することが求められる。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 迷惑行為などの写真や動画は、閲覧数が高くなり反応を得られやすいが、それは閲覧する人が冷静に考え、行動することが求められる。好意的に見ているのではなく、その投稿に問題があるためであることを理解する。
- 不適切投稿を見た人の中には、投稿者の個人情報を特定しようとする人も存在する。投稿者の氏名や、職場・学校・家族の情報がネット上にさらされ、身近な多くの人が被害を受ける可能性があることを理解する。
- 過去に投稿した不適切投稿が他人によって拡散されて炎上するなど、将来にわたって影響（就職時の内定取消等）を及ぼす可能性があることについて知る。
- 炎上のメカニズムの一例として、ネット上での書き込みは、受け手の反応が送り手に伝わりにくいことが多く、受け手の反応を期待することで送り手の大袈裟な表現につながる場合がある。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《中学生、高校生》

特にスマートフォンを持ち始める子供が多い中学生や高校生については、インターネットや SNS が仲間内の閉じた世界ではないことを伝え、公共の空間であるということを意識してインターネットを利用できるようにする。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 名誉毀損（230 条）：3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金
  - 業務妨害（233 条・234 条）：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- 民法
  - 損害賠償請求（709 条）
- プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

F) 参考事例

- 飲食店のバイト店員がキッチンの調理器具等を不適切に扱う動画を SNS に投稿した。それを見た人が動画や画像を SNS 等で複製・拡散したため、多くの非難を浴びた（2019 年 1 月）。
- 兵庫県西宮市の選挙管理スタッフを名乗る人物が、有権者に危害を加えるような書き込み等、不適切な投稿を繰り返し、警察に連絡した（2017 年 11 月）。
- コンビニのアイスクリームケースの中に入っている写真を SNS に投稿、当該従業員を解雇（2013 年 7 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 7. ネットいじめ・ハラスメント

A) 概要

ある利用者に対して他の利用者が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった利用者が心身の苦痛を感じるもの。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	情報の発信や情報をやりとりする場合のルール・マナーを知る。
レベル 2	ネットいじめについて知る。
レベル 3	ネットいじめによる影響について理解し、絶対に行わない。
レベル 4	ネットいじめが行われないように、主体的に行動できる。
レベル 5	ネットいじめだけでなくハラスメントについても理解し、絶対に行わない。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★☆：レベル 4
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 文字だけによるコミュニケーションではニュアンスを伝えることが難しいので、送る側はうまく思いが伝わるように注意する（例：絵文字やスタンプの利用等）。読む側は想像力を働かせて冷静に読むように努める。
- 拡散された個人情報や画像・動画は消すことが難しく、生涯にわたって被害者を苦しめる可能性があるということを認識し、送信する前に一呼吸おくようにする。
- 従来の「いじめ」や「ハラスメント」と同様に、「ネットいじめ」や「ソーシャル・ハラスメント」は人格侵害であるということを知る。
- SNS 上で確証のない誹謗中傷を真実と誤認し、皆もやっているから大丈夫だろうという誤った認識で個人への攻撃がエスカレートすると、ネット上での私刑行為に発展することがある。それが確かな情報であっても、個人が他人を裁く行為は行ってはならないことを認識する。

© 2019 LAC Co., Ltd

・　ネット上に限らず、いじめ等のいやがらせを見たり聞いたりした場合は身近な人に相談し、それでも解決ができない場合は警察等の専門の窓口に相談する。

D)　啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）、中学生、高校生》

インターネットの特性の 1 つである匿名性から安易な気持ちでいじめに加担しやすいため、児童・生徒に対しては自分の行動が相手にどのような影響を与えるのかということを考えられるように伝える。

どの様な行為がネットいじめに該当するのか具体例を示しながら伝える。また、学校から支給される GIGA 端末の不適切な利用に関する問題も伝える。

《成人（一般）》

職場において本人の意思に反して SNS の友達申請やフォローを強要したり、友達申請やフォローをしなかった場合に職場で不当な扱いをしたりする行為は「ソーシャル・ハラスメント（パワーハラスメントの一種）」となることを伝える。

《教育関係者》

いじめ防止対策推進法は、いじめや重大事態を定義し、教職員、専門家、関係者によりいじめ防止対策の組織を置き、対策をすることを国や自治体、学校に義務付けている。児童生徒からいじめの相談を受けた場合には、被害児童生徒や保護者への支援や、加害児童生徒にも指導と保護者への助言を行う。また、いじめを未然に防ぐための指導等を行う義務がある。

E)　主な関係法令や罰則

・　刑法
  - ➢　名誉毀損（230 条）：3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金
  - ➢　脅迫（222 条）：2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
・　いじめ防止対策推進法

F)　参考事例

・　埼玉県立高校 2 年の女子生徒が、元交際相手とその妹に SNS 上で限られた人にしか公開していなかった内容を晒されたり非難されたりし、自ら命を絶った（2017 年 4 月）。
・　青森市立中学 2 年の女子生徒が、学校生活だけでなく SNS でも複数の同級生から悪口を言われるなどしたいじめ被害をスマートフォン内に残し自殺した（2016 年 10 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 8. 犯罪予告

A) 概要

他人に危害を加える等、刑罰法規に違反する行為を行うことを予告すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットにおける犯罪予告について知る。
レベル 2	インターネットは公共のものであるという意識を持ち、いたずらや冗談でも犯罪予告となるような投稿は迷惑がかかることを知る。
レベル 3	インターネットの公共性を意識して投稿できる。
レベル 4	インターネットの公共性を理解し、犯罪予告は絶対に行わない。
レベル 5	犯罪予告の社会的な影響について理解し、教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	 ●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 実際に犯罪を実行しなくても、いたずらや冗談で安易に投稿した行為が、刑事責任や民事上の責任に問われることがあり、大勢の人に迷惑をかけることを理解することが大切である。
- 匿名の投稿であっても捜査で発信者が特定可能なこともあるため、インターネットへの書き込みは大勢に見られているものであるということを意識する必要がある。
- インターネットは大勢の人が平等、自由に利用できる場であるが、他人に危害を加える、不快な思いをさせるなどした場合にはその責任を自身が問われる可能性があることを理解する。自分のインターネット上のふるまいが犯罪とみなされた場合、警察の取り調べや、被害を受けた相手から損害賠償の請求をされる場合もある。

© 2019 LAC Co., Ltd

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）、中学生、高校生、大学・専門学校生、成人（一般）》

いたずらのつもりで犯罪予告の投稿を行ったとしても罪に問われることがあるので、行為に伴う責任や社会的責任への理解を促すことが目標となる。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 業務妨害
    - （233 条：偽計業務妨害、234 条：威力業務妨害）：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
  - 脅迫（222 条）：2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
- 各都道府県の迷惑防止条例

F) 参考事例

- ジャーナリストの I さんへの殺害を予告する内容について、メールを送信したり掲示板へ書き込んだりしたとして脅迫容疑で男を逮捕（2018 年 5 月）。
- 元同級生への殺害予告をインターネットの掲示板サイトに書き込んだ 34 歳男性（当時）を脅迫容疑で逮捕（2018 年 4 月）。
- 中学 3 年生（当時）が SNS に鉄道会社への爆破予告を投稿したため威力業務妨害で書類送検（2013 年 3 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 9. 著作権侵害

A) 概要

著作物を著作権者の許諾を得ず無断で複製やネット等で配信すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネット上のイラストや写真等を、勝手に利用してはいけないことについて知る。
レベル 2	著作権について知る。
レベル 3	著作権侵害とは何かを知り、違法性のある行為は絶対に行わない。
レベル 4	著作権に関する法律の内容を理解し、適切に対応できる。
レベル 5	著作物の保護や取扱いに関する基本的なルールや法律等の内容を理解し、教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 著作権とは何かについて理解する。
  - 著作者：イラスト、音楽、ゲーム、写真、小説等の作品を作る人
  - 著作物：著作権法によって権利が認められている「作品」、作者の考えや気持ちが作者なりの方法で表現されたもの
  - 著作権：「作品」の使用を許可したり、禁止したり、利用に一定の条件をつけたりすることのできる権利。著作権により著作物の価値や、著作者の利益が守られている。
- 著作権を侵害しないための方法（著作物を利用する時のルール）について知る。
  - 引用
    - 自分がオリジナルに創作した部分に比べ引用対象の作品の分量が少ないものであること
    - 「」などをつけてその部分が引用であることを明確にすること

© 2019 LAC Co., Ltd

- ✧ 引用部分の出典元を明記する　等
- ➢ 許可番号やマークの確認
  - ✧ JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）の許可番号と許可マークの掲載有無
  - ✧ L マーク（レコード会社・映像製作会社との契約によって、レコード（CD）音源や映像などが適法に配信されている）の有無

・ 動画に他人の著作物を写した場合には、その内容の程度により著作権侵害として責任を問われる可能性があることに留意し、撮影する物には注意を払う。
・ 生成 AI の学習データとして他人の著作物を使用する際には、著作権を侵害しないよう注意する必要がある。一方で、自身の生成したものがどのような場合に著作権として保護されるかなど、現在、AI と関係法令（著作権等）に関する整理や検討が進められている。
・ 学校の授業で著作権を侵害しないように、文化庁や文部科学省のホームページに掲載されている資料やガイドライン等を参照し、最新の利用条件やルール、生成 AI の活用等について確認する。
・ 著作権を侵害した場合は、損害賠償などの民事上の責任とともに、刑事上の罰則を受けることについて知る（参考：E）主な関係法令や罰則）。
・ 著作権者の権利を侵害する行為は、「作品」を創作する人やそれに携わる人達の生活を脅かすことにつながることを理解する。
・ 自他の権利と利益を守るために、インターネットで情報を受発信するときのルールについて理解する。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者、教育関係者》

著作物の取扱いについての法的責任を理解し、学生が著作物を扱う際に適切な指導ができるようになることが目標となる。

E) 主な関係法令や罰則

・ 著作権法
  - ➢ 著作物に表現された思想又は感情の教授を目的としない利用（第 30 条 4 項）
  - ➢ 学校その他の教育機関における複製等（第 35 条 1 項）
  - ➢ 著作権侵害
    - ✧ （119 条 1 項：著作権、出版権、著作隣接権の侵害）：10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金
    - ✧ （119 条 2 項：著作者人格権、実演家人格権の侵害等）：5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金
    - ✧ （119 条 3 項：私的使用目的であっても、違法アップロードであり有償で提供であることを知りながら自動公衆送信でデジタル録音・録画する行為）：2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金
    - ✧ （124 条：法人などが著作権等（著作者人格権を除く）を侵害した場合）：3 億円以下の罰金
    - ※ 「懲役刑」と「罰金刑」は併科することができる。
  - ➢ 差止請求（112 条 1 項）
・ 民法
  - ➢ 損害賠償請求（709 条）
  - ➢ 不当利得返還請求（703 条）
・ 知的財産基本法

F) 参考事例

・ AI と著作権に関する考え方について（令和 6 年 3 月 15 日）（【文化庁】https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf）
・ 学校における教育活動と著作権（令和 5 年改訂版）（【文化庁】https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/93874501_01.pdf）

© 2019 LAC Co., Ltd

- 令和 5 年　著作権法の一部を改正する法律の概要（【文化庁】https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r05_hokaisei/pdf/93912401_01.pdf）
- （動画）令和 5 年度著作権セミナー「AI と著作権」（【文化庁】https://youtu.be/eYkwTKfxyGY?si=Cbg4Pkd7p0S6oasf）
- 授業目的公衆送信補償金制度とは（【一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会】https://sartras.or.jp/seido/）
- 著作権パンフレット（【公益社団法人著作権情報センター（CRIC）】https://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/index.html）
- 学ぼう著作権　①著作権とはどんな権利？（【公益社団法人著作権情報センター（CRIC）】みんなのための著作権教室　http://kids.cric.or.jp/intro/01.html）
- 人気漫画を無断でインターネットに掲載した海賊版サイトの運営者が著作権法違反の罪に問われ懲役 3 年の有罪判決が確定し、さらに出版社に対して 19 億円あまりの賠償を命じられた（2024 年 4 月）。
- 学校だよりに使用するイラストをインターネット上に公開されている無料素材から制作者の許諾無しに使用し、紙での配布や学校ホームページへの掲載をした結果、著作者からイラストの使用料を含む賠償金を請求され、教育委員会が賠償金の支払いに応じた（2023 年）。
- ファイル共有ソフトを使い、アニメ映画を違法に配信した男性を著作権法違反（公衆送信権等侵害）の容疑で書類送検（2016 年 11 月）。
- 映画の日本語字幕を著作権者である映画会社に許諾を得ず無断で作成し、字幕データベースサイトにアップロードした男性を著作権法違反の容疑で逮捕（2016 年 7 月）。
- 週刊誌の人気漫画複数を発売前に動画投稿サイトに大量にアップしたとして中学 3 年生を著作権法違反の容疑で逮捕。出版者が受けた被害推定額は約 20 億円（2010 年 6 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

MEMO

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 10. 肖像権侵害

A) 概要

無断で他人の顔や姿などを撮影したり、それらを公表したりすることで、違法性のあるもの。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	無断で他人の顔や姿などを撮影したり、それらを公表したりしてはいけないことについて知る。
レベル 2	肖像権について知る。
レベル 3	肖像権の侵害とは何かを知り、違法性のある行為は絶対に行わない。
レベル 4	肖像権に関するルールを理解し、適切に対応できる。
レベル 5	肖像権に関する基本的なルールや法律等の内容を理解し、教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 写真や動画は、「撮影すること」や「利用内容」について相手に許可を得られたときのみ撮影する。
- 動画や写真の投稿について、友達だけではなく他人が写り込んでいる場合についても肖像権、プライバシー権を侵害する可能性があるため、注意する必要があることを知る（SNS への投稿を控える、個人が特定できないように加工する　等）。
- タレントやアーティスト等の有名人の写真や動画を、無断で SNS 等に投稿したり使用したりする行為はパブリシティ権（人に備わっている顧客吸引力を中核とする経済的な価値を保護する権利）の侵害にあたることを知る。
- 生成 AI は、学習データに実在の人物の画像を使用している場合がある。他人の肖像権を侵害するような生成 AI 画像は、SNS 等に公開したり、販売したりしないようにする。

© 2019 LAC Co., Ltd

・ 公共の空間とみなされるような商業施設や学校であっても、その場所での私的な利用以外での撮影には、許可が必要な場合が多いことを知る。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

啓発の内容は全属性共通。

E) 主な関係法令や罰則

・ 憲法
  - ➢ 幸福追求権（13 条）
・ 民法
  - ➢ 損害賠償請求（709 条）

F) 参考事例

・ 警察官によって路上で現行犯逮捕された際の状況等を撮影し、無断で動画共有サイトに投稿したとして、原告が投稿者に対し、肖像権を侵害したとして損害賠償を請求した（2024 年 10 月）。
・ アニメ制作会社の放火事件の被害者の葬儀にマスコミが押しかけ、葬儀の様子や遺族の写真を許可なく撮影したとして、遺族が SNS を通じて抗議を行った（2019 年 7 月）。
・ 男性アイドルを多数抱える大手芸能事務所が、肖像権保護のため制限していた Web 媒体への写真掲載を開始（2018 年 1 月）。
・ SNS での虚偽投稿に娘の写真を無断で転用され肖像権を侵害されたとして投稿者の情報開示を求めていた訴訟で、新潟地裁が肖像権を認め、プロバイダに投稿者情報の開示を命じた（2016 年 9 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 11．プライバシー権侵害

A) 概要

他人に知られたくない私事をむやみに取得したり、公表したり、不当に利用すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	他人の私事をむやみにインターネットで公表してはいけないことを知る。
レベル 2	プライバシー権について知る。
レベル 3	プライバシー権の侵害とは何かを知り、違法性のある行為は絶対に行わない。
レベル 4	プライバシー権に関するルールを理解し、適切に対応できる。
レベル 5	プライバシー権に関する基本的なルールや法律等の内容を理解し、教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 「プライバシー権」どのようなものであるかを知る。
  - プライバシー権とは、私生活上の情報をみだりに取得したり、公表したり、不当に利用されない権利のこと
  - プライバシー権は、憲法 13 条幸福追求権を根拠に認められている人格権のひとつ
  - プライバシー情報を公開する場合は、公開内容と範囲について本人の承諾をえることが必要
  - プライバシー情報に属するインターネットの利用履歴等の取得も、本人の同意が必要
- インターネットで公開した情報は拡散される可能性があることを念頭において、情報の内容を判断する。

© 2019 LAC Co., Ltd

D)　啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者》

子供のプライバシー情報を公開することで誘拐等の犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性があり、SNS 等に子供の情報を投稿する際は、最大限の注意を払う必要があることを知る。

E)　主な関係法令や罰則

- 憲法
  - 幸福追求権（13 条）
  - ※　判例ではまだ認められていない
- 民法
  - 損害賠償請求（709 条）

F)　参考事例

- 小型無人機「ドローン」による撮影映像等のインターネット上での取扱にかかる注意喚起（【総務省】https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000189.html）
- 過去の判例により、プライバシー情報と認められているもの。

  （例）
  - 前科や前歴
  - 疾病（病気や病歴）
  - 身体的な特徴
  - 指紋

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 12．ネット選挙運動違反

A) 概要

有権者が電子メールを使って選挙運動をする行為や、18 歳未満の子供が SNS 等で特定の候補者の応援メッセージを投稿する行為、選挙運動の様子を動画サイトにアップする行為等。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	ネット選挙運動は行わない。
レベル 2	ネット選挙運動について知る。
レベル 3	ネット選挙運動違反とは何かを知り、違法性のある選挙運動は絶対に行わない。
レベル 4	ネット選挙運動に関するルールを理解し、適正な選挙運動を行うことができる。
レベル 5	ネット選挙運動に関する基本的なルールや法律等の内容を理解し、教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	 ●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 原則として、政治的な意見表明や政治活動は大人も子供も関係なく、誰でも自由に行うことができる（公務員は除く）が、例外的に選挙運動には制限が設けられていることを知る。
- 有権者がネット選挙運動を行う際に許可されている行為と禁止されている行為を知る。
  - ➢ 有権者に許可されている行為（選挙運動期間中のみ）
    - ✧ SNS や動画共有サービス、動画中継サイト、ホームページ、ブログ等を利用した選挙運動
  - ➢ 有権者に禁止されている行為（候補者を除く）
    - ✧ 電子メールを利用した選挙運動
- 選挙運動をすることができる期間は、選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間であり、選挙運動の期間外にネット選挙運動を行うことはできないことを知る。

© 2019 LAC Co., Ltd

D)　啓発時、属性により注意すべき事項

《高校生、保護者、教育関係者》

18 歳未満の選挙運動は公職選挙法で禁止されており、ネット選挙運動も同様となっている。18 歳未満の子供が、選挙運動メッセージを SNS に投稿したり、シェアして広めたりするとネット選挙運動違反となり、違反した場合は処罰を受けることもあるので、本人だけではなく保護者や教育関係者も選挙運動についての正しい認識が必要となる。

E)　主な関係法令や罰則

- 公職選挙法
  - 選挙運動違反
    - （137 条の 2）：未成年者等の選挙運動の禁止
    - （239 条 1 項第 1 号）：1 年以下の禁固又は 30 万円以下の罰金
    - （252 条 1 項・2 項）：選挙権及び被選挙権の停止

F)　参考事例

- インターネット選挙運動の解禁に関する情報（【総務省】なるほど！選挙　http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html）
- 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）（【文部科学省】「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」について（生徒指導関係）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366835.htm）

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 13. 出会い系サイトに起因する犯罪被害

A) 概要

青少年が出会い系サイトを利用することで巻き込まれる性犯罪等の犯罪被害のこと。また、出会い系サイトを使った詐欺や脅迫、売春にかかわること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	誤って出会い系サイトにアクセスしてしまったときは、すぐに大人に相談する。
レベル 2	出会い系サイトは子供が利用してはいけないサービスであることを知る。
レベル 3	出会い系サイトに起因するトラブルや犯罪被害について知り、出会い系サイトは絶対に利用しない。
レベル 4	出会い系サイトの利用でトラブルに遭遇したとき、様々な方法で解決できる知識と技術を持つ。
レベル 5	子供が出会い系サイトに起因するトラブルや犯罪被害に巻き込まれないための対処法について理解し、フィルタリングやペアレンタルコントロール等を適切に設定することができる。トラブルに遭遇したときの相談先を把握する。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネットの世界にも悪い人がいることを認識する。
- 18 歳未満の子供は利用禁止であることを知る。
- 18 歳未満の子供を対象に交際や援助交際等を求めるような書き込みは禁止であり、大人も子供も処罰の対象となることを知る。
- フィルタリングやペアレンタルコントロールを設定して、出会い系サイトへアクセスできる環境を作らないようにする。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 軽い気持ちで出会い系サイトを利用したり、犯罪にかかわったりしない。
- 出会い系サイトには、サクラ（おとり）を使って金品をだまし取るサクラサイトもあるので、万が一被害に遭った場合は、国民生活センター（http://www.kokusen.go.jp/）等の相談窓口に相談する。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者》

子供が興味本位で出会い系サイトにアクセスし犯罪被害に遭うことを防ぐために、保護者は、子供のスマートフォンや PC にフィルタリングやペアレンタルコントロールを設定するように努める必要がある。

E) 主な関係法令や罰則

- 出会い系サイト規制法（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）
- 売春防止法
- 児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）
- 刑法
  - 強制わいせつ（刑法 176 条）：6 ヶ月以上 10 年以下の懲役
  - 脅迫（刑法 222 条）：2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
  - 恐喝（刑法 249 条 1 項）：10 年以下の懲役
  - 逮捕監禁（刑法 220 条）：3 ヶ月以上 7 年以下の懲役
  - 強制性交等（刑法 177 条）：5 年以上の有期懲役

F) 参考事例

- 出会い系サイト（各種相談の件数や傾向）（【独立行政法人国民生活センター】https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/deaikei.html）
- なくそう、子供の性被害。（【警察庁】出会い系サイト規制法　https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/deai/regulatory.html）
- 令和 6 年警察白書　統計資料（【警察庁】https://www.npa.go.jp/hakusyo/r06/data.html）
- 出会い系サイトで美人局（つつもたせ：夫婦又は他の女性と共謀して行う恐喝や詐欺行為のこと）をしたとして、滋賀県大津市で被疑者（21 歳・男）と少女（17 歳）を逮捕した（2018 年 2 月）。
- 被疑者（45 歳・男）は、出会い系サイトで知り合った女子児童（14 歳）に対し、対象として現金を供与する約束をしてホテルの客室内で同児童とわいせつな行為をした（2017 年 12 月・石川県　【警察庁】平成 29 年における SNS 等に起因する被害児童の現状と対策について・参考資料）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 14. SNS 等に起因する犯罪被害

A) 概要

青少年が SNS 等を利用することで巻き込まれる性犯罪等の犯罪被害のこと。また、SNS 等を使った詐欺や脅迫、売春にかかわること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	SNS とは何かを知る。
レベル 2	SNS 等にアクセスして不適切な情報や危険に出合ったときは、すぐに大人に相談する。
レベル 3	SNS 等に起因するトラブルや犯罪被害について知り、トラブルや犯罪被害に巻き込まれないように十分に注意して、SNS 等を利用することができる。
レベル 4	SNS 等の利用でトラブルに遭遇したとき、様々な方法で解決できる知識と技術を持つ。
レベル 5	子供が SNS 等に起因するトラブルや犯罪被害に巻き込まれないための対処法について理解し、フィルタリングやペアレンタルコントロール等を適切に設定することができる。トラブルに遭遇したときの相談先を把握する。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネット上では性別や年齢を偽って別人になりすますことが容易であることを認識し、SNS 等で知り合った人にはむやみに会わないようにする。たとえ SNS で共通の趣味や悩み事をきっかけに親しくなったとしても、相手の素性や本心がすべて分かるとは限らないことを認識する。
- 精神・身体を脅かすような犯罪に巻き込まれる可能性もあるので、援助交際等を求めるような書き込みをしたり、安易に自殺サイト等を利用したりしないようにする。

© 2019 LAC Co., Ltd

- フィルタリングやペアレンタルコントロールを設定して、不適切な Web サイトやアプリにアクセスできない環境をつくる。
- インターネット上に掲載した画像や動画は、たとえ友達に限定公開したものや、時間を限定して公開したものでも保存・拡散が容易であり、世界中の人に見られる可能性があることを認識し、他人に見られたくないプライベートな情報は投稿しないようにする。
- SNS 等でトラブルに巻き込まれないためには、予め家族と話し合い利用のルールを定めておく。その際、一方的にルールを押し付けるのではなく、家族でよく相談し、お互いに納得できるようにルールを定める必要がある。
- インターネットや SNS のトラブルに巻き込まれた場合は、かならず身近な大人に相談して一緒に解決する。自分ひとり、もしくは友達同士だけではかえってトラブルが大きくなり、解決が困難になる可能性もある。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者、教育関係者》

子供が SNS 等で知り合った人と会い、犯罪被害に遭うことを防ぐために、保護者や教育関係者は、子供のスマートフォンや PC においてフィルタリングやペアレンタルコントロールを設定するように努める必要がある（一部の SNS を除いて、SNS はフィルタリングのアクセス制限対象となる）。

E) 主な関係法令や罰則

- 青少年インターネット環境整備法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）
- 児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）
- 各都道府県の青少年保護育成条例
- 刑法
  - 強制わいせつ（刑法 176 条）：6 ヶ月以上 10 年以下の懲役
  - 脅迫（刑法 222 条）：2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
  - 恐喝（刑法 249 条 1 項）：10 年以下の懲役
  - 逮捕監禁（刑法 220 条）：3 ヶ月以上 7 年以下の懲役
  - 強制性交等（刑法 177 条）：5 年以上の有期懲役

F) 参考事例

- 相談窓口
  - どこに連絡してよいかわからない：消費者ホットライン（188）
  - 犯罪被害（110）　都道府県のサイバー関連の部署の相談窓口に相談することが望ましい。
  - 違法有害情報相談センター（https://www.ihaho.jp/）
  - STOP！子供の性被害 - 被害に遭った場合・子供の性被害に関する情報を提供する（【警察庁】https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/）
- SNS のハッシュタグ「自殺募集」（#自殺募集）で探し出した女性 9 人殺害、うち 3 名の被害者は女子高生だった（2017 年）。
- 少年非行及び子供の性被害（【警察庁】https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/syonen.html）
- SNS で優しいメッセージをくれる人に出会い、DM（ダイレクトメール）でやり取りをして実際に会いに行ったが、そのまま行方不明になった（【総務省】インターネットトラブル事例集（2022 年度版）追補版　https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 15. リベンジポルノ

A) 概要

盗撮画像や、相手への復讐手段として、元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画をインターネット上で不特定多数に公開すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	裸等、性的な写真・動画を撮影しない、させない。
レベル 2	裸等、性的な写真・動画がインターネットでは容易に公開できてしまうことを知る。
レベル 3	リベンジポルノについて知る。
レベル 4	リベンジポルノが及ぼす影響について理解し、リベンジポルノは絶対に行わない。
レベル 5	リベンジポルノに関する基本的な法律の内容を理解する。トラブルに遭遇したときの相談先を把握する。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネット上の画像や動画は保存・拡散することが容易であり、一度流出すると完全に消去することは難しいことを認識する。
- 親しい間柄であったとしても性的な画像や動画を撮影しない、撮影させない、送信しない。
- 性的な写真や動画撮影の求めに応じることは愛情表現ではないので、安易な気持ちで請け合わず、はっきりと断る勇気を持つ。
- 人の性的な部位を正当な理由なくひそかに撮影したり、画像や映像を人に提供したりすることは、インターネット上に送信しない場合も違法であり、行ってはならない。
- リベンジポルノの提供等は犯罪であり、絶対に加害者になってはいけない。

© 2019 LAC Co., Ltd

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）、中学生、高校生》

「リベンジポルノ」という言葉をインターネットで検索すると不適切なサイトへつながる可能性があるため、啓発時には配慮が必要である。

E) 主な関係法令や罰則

- リベンジポルノ防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）
  - 公表罪（3 条 1 項）：3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金
  - 提供罪（3 条 3 項）：1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金
- 児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- 刑法
  - わいせつ物公然陳列罪（175 条）：2 年以下の懲役または 250 万円以下の罰金
  - 名誉毀損（230 条）：3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金

F) 参考事例

- 元交際相手の女性の裸の写真を SNS 上に 10 回にわたり投稿した男（39 歳）に、ネットを利用したリベンジポルノで初の有罪判決（2015 年 6 月）。
- 女子学生が元交際相手（21 歳）に自身の裸が写った画像をネットに投稿された後、自宅前で殺害された。この事件をきっかけにリベンジポルノという言葉が広まり、2014 年にはリベンジポルノ防止法が成立した（2013 年 10 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 16. 児童ポルノの製造、所持、頒布

A) 概要

青少年の裸や性的行為の写真、動画を撮影（青少年自身が被写体となり裸体等を写真や動画で撮影する自画撮りを含む）して所持し、他人に配布すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	裸等、性的な写真・動画を撮影しない、させない。
レベル 2	裸等、性的な写真・動画がインターネットでは容易に公開できてしまうことを知る。
レベル 3	児童ポルノについて知る。
レベル 4	児童ポルノが及ぼす影響について理解し、裸等、性的な写真・動画を児童に求めたり公開したりしない。また、逆に求められても絶対に送らない。
レベル 5	児童ポルノに関する基本的な法律の内容を理解する。トラブルに遭遇したときの相談先を把握する。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	 ●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 児童ポルノは製造・頒布だけでなく、所持する（単純所持）だけでも罰則が科せられることを知る（ウイルス等により、自己の意思に反して児童ポルノを所持した場合は除く）。

© 2019 LAC Co., Ltd

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《中学生、高校生》

児童ポルノを要求することは不当な行為であり、たとえ相手に求められたとしても自分の裸等を自画撮りして相手に送ることは絶対にせず、拒否する。また、児童ポルノを要求された場合は、1 人で悩まずに身近な人や警察の相談窓口等に相談をする。

《大学、成人（一般)》

児童ポルノは犯罪であり、18 歳未満の児童に自分の裸等の写真等を撮影させて画像の送信を求めたりする行為は犯罪となるので、絶対に行わない。また、児童ポルノを所持したり、配布したりする行為も犯罪なので、十分に注意する。

E) 主な関係法令や罰則

- 児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）
- 各都道府県の青少年保護育成条例

F) 参考事例

- なくそう、子どもの性被害。（【警察庁】https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/caution.html）
- ブロッキングによる児童ポルノ対策（【安心ネットづくり促進協議会】https://www.good-net.jp/investigation/working-group/anti-child-porn_category_112/blocking/）

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 17. 違法・有害コンテンツ

A) 概要

違法にインターネットにアップロードされたものや内容が違法であるコンテンツのこと。また、閲覧することにより青少年の健全な育成を阻害するもの。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットを利用して不適切な情報や危険に出合ったときは、すぐに大人に相談する。
レベル 2	違法・有害コンテンツとは何かを知る。
レベル 3	違法・有害コンテンツに関するトラブルや犯罪被害について知り、そのようなコンテンツは閲覧しない。
レベル 4	違法・有害コンテンツの及ぼす影響について理解し、違法・有害コンテンツに出会ったときに、適切に対応できる。
レベル 5	違法・有害コンテンツの閲覧機会を最小化するための対処法について理解し、フィルタリングやペアレンタルコントロール等を適切に設定することができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★☆：レベル 4

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- インターネット上では誰でも情報を発信・受信することができるため、違法である情報も多く存在している。どのような情報が違法であるのかを知り、違法であると分かっているコンテンツは見ない。
- 違法・有害コンテンツとは、社会やインターネット上で違法とされている行為（詐欺、不正アクセス、違法薬物・武器の売買、ゲームのチート行為等）を発信したり、助長したりするコンテンツ等を呼ぶ。
- 合法なコンテンツも誤った使い方をすれば有害なコンテンツとなりうる可能性があるため、サービスの利用規約や安全上の取り組みを確認し、正しい使いかたを理解してから利用するように努める。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 違法にアップロードされたものであることを知りながら音楽や映像をダウンロードする行為は著作権侵害となる。特に、違法にアップロードされた有料で販売・配信されている音楽や映像をダウンロードすると罰則が科されるので、十分に注意する。
- 年齢やリテラシーに応じたフィルタリングやペアレンタルコントロールを設定して、違法・有害コンテンツを見る可能性がある機会を減らす。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者》

子供が安易に違法・有害コンテンツにアクセスしてしまうことを防ぐために、保護者は、子供のスマートフォンや PC にフィルタリングやペアレンタルコントロールを設定するように努める必要がある。

E) 主な関係法令や罰則

- 青少年インターネット環境整備法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）
- 著作権法
- 児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）
- 覚せい剤取締法

F) 参考事例

- インターネット違法・有害情報相談センター（https://www.ihaho.jp/）
- インターネット・ホットラインセンター（https://www.internethotline.jp/）
- 人気キャラクターの動画など、一見すると子供向けである動画を装って、子供にとってショッキングな内容である動画を見せることをエルサゲートという。
- 自営業男性（39 歳）らは、インターネット上の電子掲示板に覚醒剤等を有償で譲渡する旨を掲載して、不特定多数のインターネット利用者が閲覧できる状況を設定するとともに覚醒剤等を販売目的で所持していた（2014 年）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 18. チート行為

A) 概要

PC やスマートフォンのゲームのデータやプログラムを改ざんして、正規の利用では本来できないことを不正に実施可能にすること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	ゲームはルールを守って遊ぶ。
レベル 2	ゲームのチート行為とは何かについて知る。
レベル 3	チート行為は違法な行為であり、絶対に行わない。
レベル 4	チート行為の及ぼす影響について理解し、適切に対応できる。
レベル 5	チート行為に関する法律の内容を理解し、チート行為を行ったときの罰則等について教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- チート行為は違法であることを理解する。
- チート行為とは、ゲームを有利に進める目的で不正な改ざんを行う行為であり、以下のような問題がある。
  - ゲームの運営会社にチート対策プログラム開発等の負担をかける。
  - チート行為によりゲーム内のバランスが崩れ、ゲーム自体の面白さが損なわれた結果、利用者離れを引き起こす等、他の利用者や運営会社に損害を与える。
- 不正ツールの利用によって、ウイルス感染や個人情報の盗難被害が発生する可能性があることを知り、絶対に利用しない。

© 2019 LAC Co., Ltd

・ ゲームに限らず、インターネット上でサービスを提供する運営会社では、サービス利用前に禁止行為の説明や、違反した場合の罰則を利用規約等に明記しているので、利用前によく確認する。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

啓発の内容は全属性共通。

E) 主な関係法令や罰則

・ 著作権法
・ 刑法
  - 電子計算機損壊等業務妨害罪（234 条の 2）: 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
  - 電子計算機使用詐欺罪（246 条の 2）: 10 年以下の懲役
  - 電磁的記録不正作出・供用罪（161 条の 2）: 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
・ 民法
  - 損害賠償請求（709 条）

F) 参考事例

・ 人気オンラインゲームのキャラクターを強くするプログラム改変を不正に行うチート行為をしたとして、奈良県の通新制大学 3 年の男性（20 歳）を磁的記録不正作出・供用容疑で逮捕（2016 年 10 月）。
・ 人気ゲームを有利に進めるための不正プログラム「チートツール」を、開設したサイトに無料で公開し不特定多数の利用者にダウンロードさせたとして、広島の大学 3 年の男性（21 歳）を著作権法違反（技術的保護手段を回避するプログラムの公衆送信）の容疑で逮捕（2016 年 6 月）。
・ オンラインゲームで計 27 回にわたって不正なプログラムを用い、キャラクターが本来できない動作をさせたとして、大学 1 年生（18 歳）、高校 3 年生（17 歳）、専門学校生（17 歳）の 3 人を電子計算機損壊等業務妨害容疑で書類送検（2014 年 6 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 19. 不必要な位置情報の付与

A) 概要

不必要に GPS 機能等を利用し投稿や写真に位置情報を記録し、自分のいる場所や自宅の住所を公開してしまうこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	情報を発信する際、場所や住所を公開しないようにすることが大切なことを知る。
レベル 2	スマートフォンやデジタルカメラ等で撮影した写真には、GPS 機能等を利用して位置情報が記録できる（記録される）ことについて知る。
レベル 3	スマートフォンやデジタルカメラ等において位置情報を付与したり、外したりする具体的な方法を知る。
レベル 4	不必要な位置情報の付与に関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	不必要な位置情報の付与よるトラブルや犯罪被害について理解し、対処法を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
中学生	★★☆☆☆：レベル 2
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- インターネット上の情報は世界中の人が見られることを認識し、位置情報を付与することで自分がいる場所や自宅の住所を公開することは個人情報を公開しているのと同じであり、思わぬ犯罪に巻き込まれてしまう可能性があることを知る。
- 自分以外の人の家で位置情報を付与した写真を撮影し SNS 上に公開した場合などには、他人の個人情報まで晒してしまうことになることを知る。

© 2019 LAC Co., Ltd

- スマートフォンの「位置情報サービス」設定を確認し、プライバシーを守る観点から位置情報サービスの利用を避けたいアプリについては、位置情報の設定をオフにしておく。
- 位置情報と映りこんだ画像の情報から自身のいる場所や自宅等を特定される可能性があるため、画像等をインターネット上に公開する場合は十分注意する。
- 位置情報ゲームを利用する際には、自身の行動履歴がサービス事業者に提供され、マーケティング等で利用される可能性があることを認識しておく。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）、中学生、高校生、成人（特に高齢者等）》

位置情報が含まれた画像を SNS 等に掲載した状態で、旅行や外出で自宅に誰もいない旨を SNS 等に投稿してしまうと空き巣等に狙われる可能性があり、十分に注意する必要があることを伝える。

E) 主な関係法令や罰則

- なし

F) 参考事例

- SNS 上に位置情報を付与したままの自分の写真や近況などを投稿していたところ面識のない男性に投稿した写真から自宅住所を割り出されストーカー被害にあった（【総務省】国民のための情報セキュリティサイト　事例 2：ネットストーカーに注意　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/case/end_user/02/）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 20. SNS 公開範囲設定の誤り

A) 概要

SNS 上の情報をどこまで公開するか、正しく設定していないこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	SNS では人に見せたくない情報は隠されていることについて知る。
レベル 2	SNS には情報の公開範囲を制限する機能があることについて知る。
レベル 3	SNS において公開範囲を制限する具体的な方法を知る。
レベル 4	SNS の公開範囲設定に関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	SNS の公開範囲設定によるトラブルについて理解し、対処法を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
中学生	★★☆☆☆：レベル 2
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- SNS に投稿する前に必ず公開範囲を確認し、誰に対してどこまで自分の情報を公開するのか設定を確かめる。
- 全体公開になっている場合は世界中の人が見ることが可能であるということを知る。
- 公開した情報について、他人や友達から公開を取りやめてほしい、限定で公開してほしい等の指摘を受けたら、公開範囲の見直しをする。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《成人（一般）》

公開を制限していると勘違いして SNS に投稿した内容が、実は全体公開となっていたことから、大きなトラブルになる可能性がある。そのため、公開範囲の設定に十分留意するとともに、トラブルになりえるような内容は投稿しないようにする。

© 2019 LAC Co., Ltd

E) 主な関係法令や罰則

- なし

F) 参考事例

- SNS のグループを利用し一部の省庁や教育機関の関係者がやりとりをしていたメールが、グループ内で共有していたメールの公開範囲設定の確認が不十分であったため、同サービス利用者であれば誰でも閲覧できる状態になっており機密情報が漏洩してしまった（2013 年 9 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 21．フィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能制限等）の未利用

A) 概要

青少年が安心して安全にインターネットを利用する上で、有害情報を閲覧させないためのサービスやソフトウェアであるフィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能制限等）を利用していないこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットを利用して不適切な情報や危険に出合ったときは、すぐに大人に相談する。
レベル 2	フィルタリングやペアレンタルコントロールは何かを知る。
レベル 3	18 歳未満が携帯電話を購入する際は、フィルタリングを原則適用することが法律（青少年インターネット環境整備法）で決められていることについて知る。
レベル 4	フィルタリングやペアレンタルコントロール等を利用しないリスクについて理解し、適切に対応できる。
レベル 5	子供が安心・安全にインターネットを利用するための対処法について理解し、フィルタリングやペアレンタルコントロール等を適切に設定することができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★☆：レベル 4

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- 18 歳未満が携帯電話を購入する際は、フィルタリングを原則適用することが法律（青少年インターネット環境整備法）で決められていることについて知る（フィルタリングを利用しない場合は、保護者の申し出が必要となる）。
- フィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能制限等）は、子供の自由なインターネット利用を制限するものではなく、誰でも情報を発信できる特性から違法・有害情報が数多く存在しているインターネットから子供たちを守るためのものであることを理解する。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 携帯電話事業者が提供しているフィルタリングにはカスタマイズ機能があり、発達段階やリテラシーに応じて、Web サイトやアプリの利用を許可したり、制限したりすることができることについて知る。
- フィルタリングやペアレンタルコントロールには、インターネットを利用する時間を制限する機能を持っているものもあり、たとえば決められた利用時間内でインターネットを利用することで、インターネットの使いすぎを防ぐことができる。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者》

子供を違法・有害情報から守るため、保護者は子供のスマートフォンや PC にフィルタリングやペアレンタルコントロール（OS の機能制限等）を設定するように努める必要がある。また、フィルタリングやペアレンタルコントロールの強度については、子供の発達段階やリテラシーにより、適宜、カスタマイズ機能等を使って見直しを行うことが重要であることを認識する。

E) 主な関係法令や罰則

- 青少年インターネット環境整備法（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律）

F) 参考事例

- 情報セキュリティ映像コンテンツ一覧（【IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）】情報セキュリティ https://www.ipa.go.jp/security/videos/list.html）
- フィルタリングなどを上手に利用できていますか？（【総務省】インターネットトラブル事例集（2023 年度版） https://www.soumu.go.jp/main_content/000872813.pdf）
- フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、8 割強が契約当時から利用していなかった（【警察庁】平成 29 年における SNS 等に起因する被害児童の現状と対策について）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 22. ながらスマホ（歩きスマホ・運転中のながらスマホ等）

A) 概要

別の行為（歩行中、運転中、食事やお風呂等）をしながらスマートフォンを操作すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	スマホを操作する時は、大人がいる前で操作する。
レベル 2	歩きながらや自転車等を運転しながらのスマートフォン操作は危険なことを知る。行わない。
レベル 3	歩きながらや自転車等を運転しながらのスマートフォン操作は行わない。
レベル 4	ながらスマホは自他の安全を脅かす行為であると知り、情報メディアとの関わり方を意識して行動できる。
レベル 5	ながらスマホのトラブルについて理解し、ながらスマホは自他ともに危険が伴うということを教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- スマートフォンを操作しているときは画面に意識が集中し視野が狭まっているため、周りの状況を把握しづらいことを知る。
- 自動車や自転車の運転中のながらスマホは、重大な交通事故につながりうる危険な行為であることを意識し、行わないようにする。
- 家族や友人との食事中など、スマートフォンではなく相手と時間を共有することに意識を向けてみる。

© 2019 LAC Co., Ltd

D)　啓発時、属性により注意すべき事項

《成人（一般）、保護者》

ながらスマホについては、大人も子供以上に行っていることが多く、自分にも当てはまるのではないかと普段の使い方を振り返り、ながらスマホをしている場合は行わないようにする。

E)　主な関係法令や罰則

- 道路交通法（71 条 5 の 5）
  - 携帯電話使用等（交通の危険）違反：3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金
  - 携帯電話使用等（保持）違反：5 万円以下の罰金

F)　参考事例

- 神奈川県でスマホを操作しながら自転車を運転していた当時 20 歳の女子大生が、歩行者の 77 歳の女性に衝突し 2 日後に死亡させた。女子大生は重過失致死罪で禁固 2 年、執行猶予 4 年の判決が言い渡された（2018 年 8 月）。
- 2017 年 11 月滋賀県の高速道路でスマートフォンを操作しながら大型トラックを運転し、5 人が死傷する追突事故を起こしたとして自動車運転処罰法違反（過失致死罪）にとわれた男（50 歳）に禁錮 2 年 8 ヶ月の実刑判決が下された（2018 年 3 月）。
- 愛知県の小学 4 年の男子児童がスマートフォン向けゲームをしながら運転していた男のトラックにはねられ死亡（2016 年 10 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

MEMO

© 2019 LAC Co., Ltd

4-2. 情報セキュリティ

PC やタブレット、スマートフォン等でインターネットを安心して利用するには、情報セキュリティ対策を行うことが重要です。「4-2. 情報セキュリティ」では、情報漏えいや不正アクセス、ウイルス感染等を防ぐ上で必要となる知識や対応を、インシデント毎に記載しています。

- **インシデント項目 23. 偽警告**
- **インシデント項目 24. 不正アクセス**
- **インシデント項目 25. フィッシング**
- **インシデント項目 26. ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管**
- **インシデント項目 27. ウイルス（マルウェア）感染**
- **インシデント項目 28. 情報漏えい（機密情報・個人情報等）**
- **インシデント項目 29. OS やアプリの未更新**
- **インシデント項目 30. 不十分な ID/パスワードの取り扱い**
- **インシデント項目 31. 機器の紛失・破損**

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 23. 偽警告

A) 概要

「ウイルス感染している」等の偽の警告を出して利用者の不安を煽るもの。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットを利用して不適切な情報や危険に出合ったときは、すぐに大人に相談する。
レベル 2	偽警告とは何かを知る。
レベル 3	偽警告への具体的な対処法を知る。
レベル 4	偽警告に遭遇したとき、様々な方法で解決できる知識と技術を持つ。
レベル 5	偽警告よるトラブルや犯罪被害について理解し、対処法を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
中学生	★★☆☆☆：レベル 2
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 偽警告画面が表示（使用している機種名等が表示されることもある）されたとしても、実際にウイルス感染被害が発生していないことがほとんどなので焦らずに画面を閉じるようにする。画面を消せない場合は、ブラウザの終了または PC・スマートフォンの再起動を実施してみる。
- 偽警告画面であるかどうか判断に迷った場合や「おかしい」と思った場合には、手を止めて IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）の安心相談窓口（https://www.ipa.go.jp/security/anshin/#4info）等に相談する。
- 画面上のボタンをクリックした場合、特定のアプリやソフトウェアへ誘導される場合もあるのでインストールの許諾はしない。
- 遠隔操作やソフトウェア有効化のためのサポート契約などを迫られる場合があるので、記載の電話番号へ電話をしない。

© 2019 LAC Co., Ltd

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）、中学生、成人（特に高齢者等）》

Web サイトの閲覧中に偽警告が表示された場合、ウィンドウを閉じずにまずは保護者等に相談の後、相談窓口に相談もしくは画面を閉じるようにする。

《成人（一般）・教育関係者》

業務利用端末にて偽警告が表示された場合、もしくは判断に迷う場合には、システム管理者に報告した上で対応する。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 詐欺罪（246 条）：10 年以下の懲役

F) 参考事例

- 情報セキュリティ安心相談窓口（【IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）】情報セキュリティ　https://www.ipa.go.jp/security/anshin/）
- パソコン操作中に、突然警告音が鳴りすぐに電話するように表示された（【独立行政法人国民生活センター】相談事例・判例　https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2016_39.html）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 24. 不正アクセス

A) 概要

本来アクセス権限を持たない者が、アクセス制限されたサーバや情報システム内部へ侵入し利用する行為のこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	ID とパスワードを利用したサービスの利用について知る。
レベル 2	認証の重要性を理解し、正しく利用できる。
レベル 3	不正アクセスへの具体的な対処法を知り、自身も不正アクセスは絶対にしない。
レベル 4	不正アクセスに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	不正アクセスによるトラブルや犯罪被害について理解し、対処法を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- どのような場合が「不正アクセス」になるのかを知る。
  - 「不正アクセス」とは、本来アクセス権限を持たない者が、アクセス制限されたサーバや情報システム内部へ侵入し利用する行為のこと。
- 自分のアカウントが不正アクセスをされた場合、どのようなトラブルが起きる可能性があるかを知る。
- ID とパスワードの取り扱いについて十分注意する。また、他人の ID やパスワードを不正に取得、保管し利用する行為や、第三者へ提供する行為は違法行為となる可能性があるので絶対に行わない。
- 安易な気持ちで実施した行為が、たとえ被害を与えなかったとしても犯罪になるという認識を持つ。
- 自分のスキルを試せる公式な場（セキュリティ・キャンプ等）があることを知る。

© 2019 LAC Co., Ltd

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《中学生、高校生》

安易な気持ちや腕試しで不正アクセスを行ったとしても罪に問われることがあるので、行為に伴う責任や社会的責任への理解を促す必要がある。

E) 主な関係法令や罰則

- 不正アクセス禁止法（不正アクセス行為の禁止等に関する法律）
- 民法
  - 損害賠償請求（709 条）

F) 参考事例

- 【報道資料：令和 6 年 3 月 14 日 警察庁、総務省、経済産業省】不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況（【総務省】https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02cyber01_04000001_00279.html）
- 佐賀県内の教育情報システムに侵入し、個人情報に不正にアクセスしたとして不正アクセス禁止法違反の疑いで佐賀市の無職少年（17 歳）を逮捕（2016 年 6 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 25. フィッシング

A) 概要

送信者を詐称した電子メールを送ったり、偽の Web サイトにユーザーを誘導したりし、パスワードやクレジットカード番号、銀行口座の暗証番号等を入力させることで、情報を窃取すること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	ID やパスワード等は人に教えてはいけない大切な情報であることを知る。
レベル 2	フィッシングとは何かを知る。
レベル 3	フィッシングへの具体的な対処法を知り、フィッシングサイトで ID やパスワード等を絶対に入力しない。
レベル 4	フィッシングに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	フィッシングによるトラブルや犯罪被害について理解し、対処法を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 銀行の口座番号やパスワードを盗まれた場合には預金の不正送金、クレジットカード情報を盗まれた場合にはクレジットカードの不正利用、Web サービスの ID/パスワードを盗まれた場合にはなりすまし等、認証情報が第三者に知られた場合に起こりうるリスクを知る。
- 金融機関やクレジットカード会社などがメールで個人情報の入力を求めることはないので、個人情報の入力を求めるメール・SMS を受信した場合には返信しない。また、メール本文中のリンクはフィッシングサイトへ誘導される可能性が高いので直接クリックはせずに、必要がある場合は正しい URL を確認した上で、Web ブラウザに URL を直接入力する。

© 2019 LAC Co., Ltd

- スマートフォンの SMS に金融機関等を装ってメッセージを送り、メッセージ内の URL からフィッシングサイトに誘導して ID やパスワード等を入力させ、情報を盗み取るスミッシング（Smishing）といった詐欺も存在する。
- SNS やインターネット広告等を通じて「確実にもうかる」「あなただけに教える」などと誘い投資を呼びかける「SNS 型投資詐欺」や、SNS やマッチングアプリ等で知り合った相手から恋愛感情や親近感を利用され、お金をだまし取られる「SNS 型ロマンス詐欺」の被害が近年増加している。いずれの詐欺も、著名人や関係者になりすまして信頼させるなどの手口が巧妙であるため、SNS 等による勧誘を疑ったり、振込先の口座に不審な点がないかを調べたりするなど、安易にお金を振り込まないようにする。
- フィッシングであるかどうか判断に迷う場合は、送られてきたメール記載の連絡先ではなく、正規の Web サイトや郵便物で連絡先を調べてから電話してみる。
- どのような手口が存在しているのかを事前に知っておくことがフィッシングを防ぐための対策の一つとなる。
- 認証情報を入力する Web ページでは SSL（Secure Socket Layer：Web ブラウザと Web サーバ間でのデータの通信を暗号化し、送受信させる仕組み）が採用されていること（URL 表示部分や運営組織名が緑色表示になっている／”https”になっている／鍵マークが表示されている）を確認する。
- セキュリティ上の脆弱性を狙われる場合もあるので、使用している OS やウェブブラウザ、ソフトウェアなどは常に最新のものにアップデートする。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

啓発の内容は全属性共通。

E) 主な関係法令や罰則

- 不正アクセス禁止法（不正アクセス行為の禁止等に関する法律）
  - 不正入力要求（7 条）：1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- 商標法
- 著作権法

F) 参考事例

- フィッシング対策協議会（https://www.antiphishing.jp/）
- 最新の詐欺（【警察庁】SNS 型投資・ロマンス詐欺　https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/new-topics/）
- フィッシング対策協議会より大手ショッピングモールのフィッシングサイトへ誘導するショートメッセージ（SMS）に関する注意喚起が発表された（2019 年 7 月）
- 6 つの大学でクラウドサービスの ID/パスワード入力を求めるフィッシングメールが送信された。犯人が直接盗めた ID/パスワードは 50 人分程度であるが、その ID/パスワードを使用して不正ログインし、メールを外部転送設定していた。勝手に転送したメール内に含まれていた個人情報もあわせると 1.2 万件の個人情報が流出した（2018 年 7 月）。
- 大手通販会社をかたり、登録アカウントの再設定（ID/パスワード/住所/クレジット情報等）を求めるフィッシングメールが送信される（2018 年 6 月）。
- 他人の ID/パスワードを不正取得するフィッシングサイトを開設したとして、沖縄県の少年を不正アクセス禁止法違反及び商標法違反の疑いで逮捕（2013 年 10 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 26. ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管

A) 概要

不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードを作成し、提供したり保管したりすること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	コンピュータウイルスについて知る。
レベル 2	ウイルス（マルウェア）は他人の迷惑になるものであることを知る。
レベル 3	ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管とは何かを知り、違法性のある行為は絶対に行わない。
レベル 4	ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管による影響について理解し、適切に対応できる。
レベル 5	ウイルス（マルウェア）に関する基本的な法律の内容を理解し、ウイルス（マルウェア）作成・提供・保管を絶対にしないように教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	 ●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- ウイルスの作成・提供・保管は法令で処罰されるということを知る。
- 自分のスキルを試せる公式な場（セキュリティ・キャンプ等）があることを知る。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者・教育関係者》

インターネット上でウイルスに関する知識や作成ツールが容易に手に入る環境に置かれていることを理解し、ウイルスの作成・提供・保管が重大な罪に問われるということを児童や生徒に伝える。

© 2019 LAC Co., Ltd

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 不正指令電磁的記録に関する罪（刑法 168 条の 2 及び 3）
    - ウイルス作成・提供罪：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
    - ウイルス供用罪：3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
    - ウイルスの取得・保管罪：2 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

F) 参考事例

- 不正指令電磁的記録に関する罪（【警視庁】サイバーセキュリティインフォメーション　https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/cyber/law/virus.html）
- 仮想通貨の個人用口座からコインを引き出すのに必要なキーを不正入手するためのコンピュータウイルスを作成しコイン利用者向けの掲示板に投稿、不特定多数の人がダウンロードできる状態にしたとして、不正指令電磁的記録作成・同供用の疑いで大阪府貝塚市の高校 3 年の男子生徒（17 歳）を逮捕（2018 年 1 月）。
- 動画投稿サイトを参考にコンピュータウイルスを作成し、サイトに投稿していたとして大阪府茨木市の小学 3 年の男子児童（9 歳）を不正指令電磁的記録保管・提供の非行内容で児童相談所に通告。この児童が投稿したウイルスをダウンロードしたとして東京都西東京市の小学 4 年の男子児童（9 歳）と山梨県の小学 5 年の男子児童（11 歳）も不正指令電磁的記録取得の非行内容で児童相談所に通告。動機はいずれも「友達を驚かせようと思った」、「いたずらに使えるかもしれないと思った」等であった（2017 年 12 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 27. ウイルス（マルウェア）感染

A) 概要

不正かつ有害な動作を行う意図で作成された悪意のあるソフトウェアや悪質なコードに、PC やスマートフォンが感染していること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	コンピュータウイルスについて知る。
レベル 2	ウイルス（マルウェア）に感染することで起きるトラブルについて知る。
レベル 3	ウイルス（マルウェア）感染に関し、基礎的なセキュリティ対策が立てられる。
レベル 4	ウイルス（マルウェア）感染に関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	使用するデバイスやサービスのセキュリティ対策を理解し、ウイルス（マルウェア）感染への対策を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- インターネットを利用する際には様々な経路でウイルスに感染する可能性があることを知る。
- ウイルスに感染した場合には情報漏洩やデータ破壊や遠隔操作など様々な被害をもたらすだけではなく、ウイルス感染を拡大してしまう（加害者になる）可能性もあるので、以下のような対策をとる。
  - ウイルスに感染した可能性が高い場合には、1 人で解決しようとせずに身の回りの人や家族、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）の安心相談窓口（https://www.ipa.go.jp/security/anshin/#4info）等に相談する。
  - ウイルス対策ソフトを導入し、最新のセキュリティパッチをあてるようにする。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 見知らぬ相手からのメールの添付ファイルはすぐには開かず、送信元アドレス・拡張子・メール本文の日本語表現等よく確認し、怪しい場合は開かない。もし開く必要がある場合は、ウイルス検査を行った上で開封する。また、そのような不審メール内に記載されている URL をクリックしない。
- ファイル交換ソフトを利用してウイルスに感染し、個人情報や機密情報が漏洩したケースもあるので、ファイルのダウンロードは信頼のおける Web サイトから行うようにし、ダウンロードしたファイルはウイルス検査を行ってから使用する。
- OS に用意されているセキュリティ機能を活用する。
- ウイルスに感染した場合に備え、バックアップをとる。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《成人（一般）・教育関係者》

ウイルスに感染した PC を社内ネットワークや校内ネットワークに接続することでウイルスが拡散する可能性があるので、ウイルス対策を必ず実施する。また、感染した場合には 1 人で解決しようとせずに速やかに上司と担当部門へ報告することが重要である。

E) 主な関係法令や罰則

- 民法
  - 損害賠償請求（709 条）

F) 参考事例

- 情報セキュリティ安心相談窓口（【IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）】情報セキュリティ　https://www.ipa.go.jp/security/anshin/）
- 利用者がキーボードで入力した情報を記録するキーロガーや、PC 内部に記録されている情報を外部に送信するスパイウェア等のウイルスに感染することで情報漏えいをする。PC の画面上には何の変化も起こらないことが多く、利用者がウイルスに感染していることに気付くのが難しい（【総務省】国民のための情報セキュリティサイト　ウィルスの主な活動　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/basic/risk/02-2.html）。
- 「バッテリーを長持ちさせる」と宣伝するスマートフォンの無料アプリであったが、実際にはそのような効果はなく、インストールすることでウイルスに感染し、起動すると電話帳情報が読み取られアプリ作成者に送信されるものであった。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 28. 情報漏えい（機密情報・個人情報等）

A) 概要

故意または過失によって機密情報あるいは個人が特定されうる情報が外部に漏れること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	自分のものや情報と同じように、他人のものや情報を大切にできる。
レベル 2	情報漏えいとは何かを知る。
レベル 3	情報漏えいに関し、基礎的なセキュリティ対策が立てられる。
レベル 4	情報漏えいに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	情報漏えいが及ぼす影響について理解し、情報漏えい対策を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族、友達、所属先（学校、会社等）、社会（地域等）
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- 「情報」には権利があり、他人の「情報」を許可無く勝手に記載することは権利侵害になることを知る。
- インターネットは世界とつながっており予期せぬ人が見る可能性があるということ、保存・拡散が容易であること、一度公開された情報は削除することが難しいことを認識する。
- SNS などに公開した動画や写真に偶然映りこんだ情報から、意図せず個人情報が漏えいする可能性があるので、公開する情報には十分注意する。
- 情報漏えいをしないための対策を知る。主な対策例は以下のとおり。
  - OS やソフトウェアのアップデートを実施して狙われる隙をつくらない。
  - ID やパスワード管理し、他人に絶対に教えない。予測されづらいパスワードを設定する。
  - サービス、アプリごとに別々のパスワードを設定するなど工夫する。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 企業や広告事業者がクッキー（Cookie）を使用して情報収集を行う際に、事前の利用同意を求めることがある。不要な情報を提供する可能性があるため、同意する際は、受け渡されるデータ等がどのように使われる可能性があるかを考え、カスタマイズができる場合は提供項目を絞ったり、最低限必要な項目に限定したりするように対策する。
- 個人情報の入った媒体を持ち込まない・持ち出さない。
- メールの宛先や添付ファイルを送信前に確認する。

・ 何が「個人情報」になるのかを知る。
- 「個人情報」とは、単独（氏名、住所、口座番号、顔の画像など）または組み合わせ（顔の画像＋学校名など）で個人を特定できる情報のこと。

・ 自分の個人情報が記載されているのを発見した場合は、記載に関する証拠（サービス名、URL,記載内容等）を保存した上で、サイトの管理者に削除を依頼する。
・ 個人や企業による個人情報の漏えいによって、DM（ダイレクトメール）・迷惑メール等の増加やクレジットカードの不正利用など、大きな迷惑や被害を引き起す可能性がある。また、更に被害が大きくなると、損害賠償や信用失墜による業績悪化などを招く可能性もある。
・ 機密情報は機密情報であることを明確にし、パスワードやアクセス権限を設け閲覧や持ち出しの管理を行う。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《大学・専門学校生》

大学の研究室等で機密情報に触れる機会が想定される学生も、営業秘密を漏洩した場合には不正競争防止法違反に問われる可能性があるので、十分に注意する。

《成人（一般）》

企業等における個人情報の漏えいは ①人的ミス（情報機器の設定ミス、紛失・置忘れ、誤操作、管理ミス）、②外部からの不正アクセス、③内部犯行によるものがあるが、企業等における情報漏えいは社会的な影響も大きく、個人では抱えきれない責任を負う可能性があるため、情報漏えいをしないための対策を十分に行う必要がある。

E) 主な関係法令や罰則

・ 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）
- 命令違反（178 条）：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
- 不適正な利用（179 条）：1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- 報告義務違反（182 条）50 万円以下の罰金

・ マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）
・ 民法
- 損害賠償請求（709 条）

・ 不正競争防止法

F) 参考事例

・ 某大学にて生活協同組合が利用する新入生用の来場予約システムの運営会社が不正アクセスを受け、同来場予約システムを利用したユーザーの個人情報の一部が流出した可能性があることを発表した（2019 年 3 月）。
・ 営業秘密にあたる社員約 3 千人の賃金データなどを外部に漏洩させたとして新聞社が元社員を警視庁に告訴（2018 年 7 月）。
・ 某大学にて、職員採用説明会の案内メールを編集中に誤送信してしまい、送信先のメールアドレス 90 件が受信者間で閲覧できる状態になっていた（2018 年 7 月）。
・ 海上自隊員が元部下の依頼を受けスマートフォンで内部検定試験問題をメッセージアプリで送信、元部下を経由して 11 人の隊員にも問題が拡散し、漏えいに関わった隊員計 12 人を懲戒処分とした（2017 年 8 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 29. OS やアプリの未更新

A) 概要

常に最新の状態に OS やアプリを更新していない（セキュリティを高めていない）こと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	スマートフォンの中には小さなコンピュータが入っていることを知る。
レベル 2	OS やアプリを更新しないことで起きるトラブルについて知る。
レベル 3	OS やアプリの未更新に関し、基礎的なセキュリティ対策が立てられる。
レベル 4	OS やアプリの未更新に関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	使用するデバイスやサービスのセキュリティ対策を理解し、OS やアプリのセキュリティ対策を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★★：レベル 5
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	-
利用者自身が加害者になる	-
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- OS やソフトウェア、アプリのアップデートを行い、常に最新の状態に保つこと。OS やソフトウェア、アプリは、一度リリースした後にも脆弱性といわれるセキュリティの穴が見つかることがある。OS やソフトウェア、アプリによっては、自動アップデートの設定を利用できるものもある。
- ウイルス対策ソフトを最新の状態に保つことで多くのウイルス感染のリスクやセキュリティの穴（脆弱性）を狙った攻撃等を未然に防いでくれる。
- 脆弱性を狙った攻撃（ウイルス感染や不正アクセスなど）の対策ソフトウェアを、OS の機能として用意しているものもあるので、それらの機能の利用も検討すること。

© 2019 LAC Co., Ltd

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（5～6 年）、中学生、成人（特に高齢者等）》

OS やアプリについて管理権限を持っていない場合は、更新について保護者等の管理者に確認をとることが大切。

E) 主な関係法令や罰則

- なし

F) 参考事例

- Windows7 のサポートは 2020 年 1 月 14 日、Windows8.1 は 2023 年 1 月 10 日に OS の延長サポート期間が終了となっている。
- Windows にある脆弱性を狙ったランサムウェア（WannaCry）が世界で感染拡大（2016 年）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 30．不十分な ID/パスワードの取り扱い

A) 概要

情報システムを利用する者を識別するための符号の設定や管理が不十分なこと（分かりやすい ID/パスワードや、PC に ID/パスワードを貼り付けておく行為等）。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	ID とパスワードを利用したサービスの利用について知る。
レベル 2	認証の重要性を理解し、正しく利用できる。
レベル 3	ID やパスワードの管理に関し、基礎的な情報セキュリティ対策が立てられる。
レベル 4	ID やパスワードの管理に関し、事前対策・緊急対策・事後対策ができる。
レベル 5	ID やパスワードの管理が不十分であることで起こるトラブルについて理解し、ID やパスワードの管理の方法を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	- -
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- ID とパスワードは個人を特定する大切な情報であり、ID とパスワードを知られることで個人情報の流出や、盗撮や盗聴、遠隔操作をされる危険が高まる。また、自分の ID とパスワードを盗用した第三者が、自分になりすまして他の人に迷惑行為をした場合、自分が加害者と見なされるリスクがある。ID とパスワードは個人の情報を守る大切な鍵なので、他人には絶対教えない。
- 簡単に入力できるものや、他人が推測しやすい ID やパスワードは設定しない。
- 同じパスワードを複数のサービスで使い回すのは避け、別々のパスワードを設定する。使いまわしているパスワードが漏えいした場合、同じパスワードを使っているサービスも不正アクセスされる可能性があることを認識する。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 不特定多数の人が利用する PC にはどのような設定がされているか分からないので、ID やパスワードの入力が必要な Web サイトへのアクセスは避ける。
- ID やパスワードの管理については、暗記する、紙に書く、電子ファイルに書く、アプリ等を利用して管理する等様々な方法があるが、ID やパスワードの重要性により管理の方法を使い分ける等、工夫をしながら管理することが大切である。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

啓発の内容は全属性共通。

E) 主な関係法令や罰則

- なし

F) 参考事例

- 名前や生年月日などを元にパスワードを類推するなどし、女性芸能人の SNS などに勝手にログインして情報をのぞき見したとして、不正アクセス禁止法の容疑で長崎県の男（29 歳）を逮捕（2016 年 5 月）。
- 過去に流出した ID/パスワードのリストを他のサイトで試し、同じパスワードを使用しているアカウントに不正ログインする手法（リスト型攻撃）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 31．機器の紛失・破損

A) 概要

インターネットに接続可能な機器を紛失または破損することで、不正利用や個人情報の流出・消失につながること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	スマートフォンの中には小さなコンピュータが入っていることを知る。
レベル 2	機器の紛失・破損により起こるトラブルについて知る。
レベル 3	機器の紛失・破損に関し、基礎的なセキュリティ対策が立てられる。
レベル 4	機器の紛失・破損に関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	使用するデバイスやサービスのセキュリティ対策を理解し、機器の紛失・破損に対するセキュリティ対策を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★★：レベル 5
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	- -
リスク段階	③リスクへの対策：インシデントを防ぐ為には、リスクへの正しい対策が必要なもの

【啓発の内容】

- PC やスマートフォンにはパスワードロックをかける。
- ノート PC やスマートフォン、USB 等については持ち運ぶことが比較的容易なため、紛失や置忘れのリスクがあることを意識して、不必要に持ち歩かない、ファイルにパスワードをつける、データのバックアップをとっておく等して備えておく。
- PC やスマートフォンを紛失した場合には、それを拾った（もしくは盗んだ）第三者により中の情報を悪用される可能性もある。また、スマホを個人認証の端末として利用するケースも増えてきており、紛失した場合は保護者や学校、会社に速やかに報告し対応を相談する。破損した場合も同様に、機器を管理する者（保護者や学校、会社）へ速やかに報告する。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 個人情報をもとに身分証を偽造し、本人になりすまして携帯電話の機種変更や SIM カードの再発行を依頼して正規の SIM カードを取得し、不正利用する犯罪（SIM スワップ）が行われるケースがあることを知る。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

啓発の内容は全属性共通。

E) 主な関係法令や罰則

- 民法
  - 損害賠償請求（709 条）

F) 参考事例

- 中学校の教諭が、持ち出しが禁止されている個人情報（生徒の氏名や成績、写真データ等）を含む公用 USB メモリを校外に持ち出して紛失（2018 年 7 月）。
- 大学職員が海外出張先で食事中に足元においていた個人情報（学生や大学関係者等）を含むノート PC を入れていた鞄の盗難被害に遭い紛失（2018 年 6 月）。

© 2019 LAC Co., Ltd

MEMO

© 2019 LAC Co., Ltd

4-3. 消費者トラブル

インターネット上では、有形・無形を問わずありとあらゆるものが売買されています。インターネット上の消費活動には、知らない相手と取引をするインターネット・オークションでのトラブルや、インターネット広告・迷惑メールでのトラブル等、様々なトラブルがあります。「4-3. 消費者トラブル」では、消費者トラブルを回避もしくは消費者トラブルに巻き込まれた場合に必要となる知識や対応を、インシデント毎に記載しています。

- **インシデント項目 32. 迷惑メール**
- **インシデント項目 33. 有害広告**
- **インシデント項目 34. 架空請求・不正請求**
- **インシデント項目 35. 高額課金**
- **インシデント項目 36. 情報商材**
- **インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル（インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル）**

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 32．迷惑メール

A) 概要

利用者が同意した覚えのない広告宣伝メールやウイルス感染を目的としたウイルスメール、チェーンメール等のこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	メールはむやみに開封してはいけないことを知る。
レベル 2	迷惑メールとは何かを知る。
レベル 3	迷惑メールの対処法を知り、迷惑メールは開封しない。
レベル 4	迷惑メールに関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	迷惑メールによるトラブルや犯罪被害について理解し、迷惑メールへの対処法を教えることができる。トラブルに遭遇したときの相談先を把握する。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★☆☆☆：レベル 2
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 法律（「特定電子メール法」、「特定商取引法」）により、サービス提供者は利用者から同意をもらわない限り広告宣伝メールを送ってはいけないことになっており、同意をした覚えのない広告宣伝メールが送られてきた場合は、迷惑メールであることを知る。
- マルチ商法やねずみ講のように、拡散希望などと称して転送を依頼するものや、不幸の手紙あるいは幸福の手紙のように転送をさせるものなど、いわゆるチェーンメールには協力しない。
- 迷惑メールに添付されている添付ファイルを開く、もしくは迷惑メールに記載されている URL をクリックすることで、ウイルス感染や見ることを望まない広告・画像が表示されるおそれがあるので、迷惑メールは無視あるいは削除する。また迷惑メールの中には、フィッシングという個人情報や ID、パスワードをだまし取ろう

© 2019 LAC Co., Ltd

とするものもあり、万が一メール内の URL から Web サイトに誘導され、ID やパスワードの入力を求められたり、金銭の要求をされたりした場合は、決して ID やパスワードを入力したり、要求に応じたりしないようにする。判断に迷った場合、あるいは被害にあったと思われる場合は 1 人で悩まずに身近な人や相談窓口に相談をする。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《小学生（1~4 年）、小学生（5~6 年）》

迷惑メールと分からずにメールを開いてしまったり、記載されている URL をクリックしてしまったりする可能性があるので、どのようなものが迷惑メールであるのかを具体例を示して理解できるようにする。

《成人（一般）、教育関係者》

取引先を偽って悪意のある添付ファイルや URL を張り付けたメールを送り、機密情報等を搾取する標的型攻撃メールによる被害が情報セキュリティにおける脅威となってきており、心当たりのないメールや日本語がおかしいメール等が届いた場合は、社内の情報集約窓口に相談する等の対策が必要となる。

E) 主な関係法令や罰則

- 特定電子メール法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 71 条 5 の 5）
  - 罰則（34 条 1 号、37 条 1 号）：1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（法人は 3000 万円以下の罰金）
  - 措置命令（7 条）
- 特定商取引法（特定商取引に関する法律）

F) 参考事例

- 迷惑メール対策（【一般財団法人日本データ通信協会】迷惑メール相談センター　https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/taisaku/index.html）
- 迷惑メール情報提供受付（【一般財団法人日本データ通信協会】迷惑メール情報提供　https://www.dekyo.or.jp/soudan/contents/ihan/）
- 迷惑メールの概要：特定商取引法について（【消費者庁】特定商取引法ガイド　https://www.no-trouble.caa.go.jp/spam/about.html）
- 迷惑メール報告のお願い（【株式会社 NTT ドコモ】迷惑メールでお困りの方へ　https://www.nttdocomo.co.jp/info/spam_mail/if/）
- 迷惑メールご申告方法（【KDDI 株式会社】迷惑メール対策　https://www.au.com/support/service/mobile/trouble/mail/common/report/）
- 迷惑メールを申告する（【ソフトバンク株式会社】迷惑メールとは　https://www.softbank.jp/mobile/support/mail/antispam/howto/report/）
- バトンの内容、読めるのは本当に親しい友人だけ？（【総務省】インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版）　https://www.soumu.go.jp/main_content/000506392.pdf）

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 33. 有害広告

A) 概要

閲覧する者の興味を誘い、有害コンテンツに誘導する広告のこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットを利用して不適切な情報や危険に出合ったときは、すぐに大人にする。
レベル 2	有害広告とは何かを知る。
レベル 3	有害広告に関するトラブルや犯罪被害について知る。
レベル 4	有害広告に出会ったときに、適切に対応できる。
レベル 5	有害広告によるトラブルや犯罪被害について理解し、対処法を教えることができる。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 怪しいと感じた広告はクリックしない。
- 広告をクリックして請求画面が表示されたとしても、慌ててお金を支払ったり相手に連絡したりせず、身近な人や相談窓口に相談をする。
- 企業や事業者は、自社のオンラインサイトを利用する際に、ユーザーのクッキー（Cookie）をサービスの向上や、お客様に提供する広告の分析等に使用して良いか、許可を求めることが義務付けられている。利用に同意することで、サイト上で選んだ商品等が事業者に渡ることを認識しておく。
- 有害広告にアクセスしないために、OS や Web ブラウザの機能等で有害広告をブロックする方法があることを知る。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

啓発の内容は全属性共通。

© 2019 LAC Co., Ltd

E) 主な関係法令や罰則

- 各都道府県の青少年保護育成条例：措置命令

F) 参考事例

- SNS 上で実業家や投資家、有名人になりすまして嘘の投資勧誘の広告を掲載し、それを見た人が金銭をだまし取られた。被害者は SNS の運営元が広告の内容が真実かどうかを調査する義務を怠ったとして、運営元に損害賠償を求めた（2024 年）。
- Safari でポップアップ広告やポップアップウインドウをブロックする（【Apple】https://support.apple.com/ja-jp/HT203987）
- 特定の広告のブロック - 広告ヘルプ（【Google】https://support.google.com/ads/answer/2662922?hl=ja）

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 34. 架空請求・不正請求

A) 概要

料金を支払うべき行為がないにもかかわらず金銭を請求されること。また、利用料金等を請求されたり、常識的な対価以上の金額を請求されたりすること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットを利用して不適切な情報や危険に出合ったときは、すぐに大人に相談する。
レベル 2	架空請求・不正請求とは何かを知る。
レベル 3	架空請求・不正請求への具体的な対処法を知る。
レベル 4	架空請求・不正請求に遭遇したとき、様々な方法で解決できる知識と技術を持つ。
レベル 5	架空請求・不正請求に関するトラブルや犯罪被害について理解し、対処法を教えることができる。トラブルに遭遇したときの相談先を把握する。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 身に覚えのない請求（利用者に契約の意思がなく一方的に請求された場合等）については記載の連絡先には連絡はせずに無視する。必要に応じ警察や国民生活センター、消費生活センターに相談する。
- 契約したサービスの提供者等から、契約書等で合意していない請求をされた場合は、不正請求の可能性もあるので、判断に迷った場合は消費者ホットライン（188）等へ問い合わせを行う。
- PC やスマートフォンの画面上で、IP アドレス等を表示されるケースがあるが、IP アドレス等から氏名や住所等の個人情報を知られる心配はないことを知る。
- Web サイト上のボタンや URL 等をクリックして請求画面が表示されたとしても、慌ててお金を支払ったり相手に連絡したりせず、身近な人や相談窓口に相談をする。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権（民法）」によって契約を取り消すことができる。
- 成年者であっても、サンプル画像を見ただけで契約成立を宣言された場合は従う必要がない。ただし、見えにくいところに契約締結の申込みが書かれていて、二度クリックさせる作りとなっていれば、契約成立の記録がとられることがあるので、安易にクリックするべきではない。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《高校生》

2022 年 4 月より成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、18 歳の高校生も保護者の承諾なしに契約当事者となるため、保護者や教育関係者は「契約」について生徒に理解させる必要がある。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 詐欺罪（246 条）：10 年以下の懲役
- 民法
  - 未成年者取消権（5 条 2 項）

F) 参考事例

- 身に覚えのない請求が来た（消費者ホットライン（188））（【消費者庁】https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/）
- アダルト情報サイト（各種相談の件数や傾向）（【独立行政法人国民生活センター】https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/adultsite.html
- 架空請求 心当たりのない請求は無視！（【独立行政法人国民生活センター】https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen310.html）
- 架空請求対策（STOP！架空請求対策）（【東京都】東京くらし WEB　https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/）
- 18 歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。（政府広報オンライン）（【内閣府】https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html）

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 35．高額課金

A) 概要

オンラインゲームや通販などで支払い能力を超える高額の課金や購入をすること。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	課金はしない。どうしても課金する必要がある場合は、保護者に相談する。
レベル 2	高額課金とは何かを知る。
レベル 3	高額課金への具体的な対処法について知り、課金をしたい場合はお小遣いの範囲で行う。契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する。
レベル 4	高額課金に関し、事前対策・緊急対応・事後対策ができる。
レベル 5	高額課金に関するトラブルについて理解し、対処法を教えることができる。トラブルに遭遇したときの相談先を把握する。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★★☆☆☆：レベル 2
中学生	★★★☆☆：レベル 3
高校生	★★★★☆：レベル 4
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分、家族
利用者自身が被害者になる／ 利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	①リスクの認知：リスクについて正しく理解しておくことで、インシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- オンラインゲーム等での課金は、実際に現金を支払うことがなく、クリックのみで課金が行われることから購入している感覚が希薄になるので、使い過ぎに十分に気をつける。娯楽を楽しむ道具の一部として、自立して使いこなせるようになることが大切である。
- 利用者（利用者が未成年の場合は保護者）は課金の状況を常に把握し、自身の支払能力範囲内（利用者が未成年の場合はお小遣いの範囲等）であるかどうかを判断する。
- クレジットカード決済ではなく、プリペイドカードを利用した課金を行うことで上限を制限する等、課金が高額にならないように工夫する。

© 2019 LAC Co., Ltd

- 未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権（民法）」によって契約を取り消すことができる。ただし、ゲームを楽しんだ分の料金を取り戻すのは難しい。
- 未成年でも年齢を偽ったり、親の同意を得たと嘘を言って契約したりすれば、取消しができなくなるおそれがあることを理解する。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者》

クレジットカードの情報やパスワードは保護者がきちんと管理し、子供には教えない。また、子供が予測できないパスワードを設定する。

E) 主な関係法令や罰則

- 民法
  - 未成年者取消権（5 条 2 項）

F) 参考事例

- お母さんのスマートフォンを借りてゲームをしていたが、パスワードを入力してもらってゲームのアイテムを購入していたところ、10 万円以上の請求が届いた。スマートフォンを確認すると、パスワード入力後の数分間は自由に購入できるように設定されていた（インターネットトラブル事例集（平成 29 年度版））（【総務省】https://www.soumu.go.jp/main_content/000506392.pdf）。
- 民法（成年年齢関係）改正　Q&A（【政府広報オンライン】https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201808/2.html）
- オンラインゲーム（【独立行政法人国民生活センター】https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/game.html）
- 未成年の保護についてのガイドライン（【一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会（CESA）】https://www.cesa.or.jp/uploads/guideline/guideline20190327.pdf）

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 36. 情報商材

A) 概要

無価値であるものにもかかわらず、オンライン上で価値があるものとして売買される情報のこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	情報には正しいものと誤ったものがあることを知る。
レベル 2	情報商材とは何かを知る。
レベル 3	情報の信頼性を吟味できる。
レベル 4	情報の信頼性を吟味し、情報商材と考えられる情報は購入しない等、適切に対応できる。
レベル 5	情報の取捨選択、真偽を見極める方法を教えることができる。

啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
中学生	★★☆☆☆：レベル 2
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★☆：レベル 4
成人（一般）	★★★★☆：レベル 4
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 「絶対に儲かる」、「楽して儲かる」といった言葉を安易に信用せず、契約はしない。少しでも迷った場合は、家族や身近な人に相談をする。
- 情報商材を購入すると PDF ファイルや DVD 等によって提供されるケースがあるが、情報の内容が広告と異なる場合があることを知る。
- トラブルに備え、サービス提供者の連絡先も購入前に必ず確認しておく。
- 情報商材といわれるものには、ギャンブル必勝法、必ず儲かる投資法、営業力アップの研修教材等の他、儲かる仕事をエサに教材を買わせる業務提供誘引販売もあることを知る。
- お金を払ってしまうと、詐欺だったり無効な契約だったりしても、そのような詐欺業者からお金を取り返すのは難しいことを知る。

© 2019 LAC Co., Ltd

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

啓発の内容は全属性共通。

E) 主な関係法令や罰則

- 消費者契約法
  - 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し（第 4 条 1 項）
- 刑法
  - 詐欺罪（246 条）：10 年以下の懲役

F) 参考事例

- 「簡単にもうかる内容」とうたう情報商材を購入し、有料のサポートプランを契約したが、解約したい（【独立行政法人国民生活センター】https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2021_08.html）。

© 2019 LAC Co., Ltd

■ インシデント項目 37. オンライン売買仲介サービスでのトラブル（インターネット・オークション、フリマにおけるトラブル）

A) 概要

インターネット上の売買を仲介するサービスを利用することで生じるトラブルのこと。

B) 啓発目標

【啓発目標】

レベル	内容
レベル 1	インターネットでものを売ったり買ったりすることができることを知る。
レベル 2	インターネット・オークション、フリマ利用で起きるトラブルについて知る。
レベル 3	インターネット・オークション、フリマ利用によるトラブルへの具体的な対処法を知る。
レベル 4	インターネット・オークション、フリマ利用によるトラブルに遭遇したとき、様々な方法で解決できる知識と技術を持つ。
レベル 5	インターネット・オークション、フリマ利用によるトラブルについて理解し、対処法を教えることができる。トラブルに遭遇したときの相談先を把握する。

【各属性（啓発の対象）において目指すレベル】

属性	目標レベル
未就学児・小学生（1～4 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
小学生（5～6 年）	★☆☆☆☆：レベル 1
中学生	★★☆☆☆：レベル 2
高校生	★★★☆☆：レベル 3
大学・専門学校生	★★★★★：レベル 5
成人（一般）	★★★★★：レベル 5
成人（特に高齢者等）	★★★★☆：レベル 4
保護者	★★★★★：レベル 5
教育関係者	★★★★★：レベル 5

C) 啓発すべき内容

【基本情報】

項目	内容
影響範囲（狭⇔広）	自分
利用者自身が被害者になる／	●
利用者自身が加害者になる	●
リスク段階	②リスクの評価：リスクを認知した上で、リスクを正しく評価することでインシデントを防げるもの

【啓発の内容】

- 安全な取引をするために、以下のような対策をとる。
  - 品物についての確認を十分にとる
  - 相手の評価を確認する
  - 相手を識別する情報（ID や住所など）や相手とのやり取りを控えておく
  - 消費者同士の取引のトラブルに取引仲介を行う業者（プラットフォーム提供業者）が保険・補償などを用意しているかどうかを、事前に確認する　等
- 知らない相手との取引にはリスクがあることを認識する。

© 2019 LAC Co., Ltd

- ニセモノを本物と表示したり、傷だらけの物をきれいに見せたりして販売すれば、最悪の場合詐欺罪に問われることもあることを理解する。
- チケット転売規制法が成立し、興行主の販売価格を超える価格でチケットを売買すると罰則が科せられる可能性があることについて知る。
- インターネットの利用は自己責任が要求されることを理解する。

D) 啓発時、属性により注意すべき事項

《保護者、教育関係者》

未成年者は保護者の同意がなければインターネット・オークションやフリマを利用してはいけないことが多く、サービスによっては 15 歳未満の利用が禁止されている。知らない相手と取引する場合には、お金を支払ったが商品が送られてこない、写真と違う商品が送られてきた等のトラブルもあり、そのリスクについて未成年者に理解させる必要がある。

E) 主な関係法令や罰則

- 刑法
  - 詐欺罪（246 条）：10 年以下の懲役
- 特定商取引法（特定商取引に関する法律）
- チケット転売規制法（特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律）

F) 参考事例

- フリマアプリで限定品のバッグを見つけたため、購入したが、何日たっても商品は送られてこず、出品者とも連絡が取れず、仕方なく待っていると取引完了となり出品者への支払いが実行されてしまった（【総務省】https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/case/end_user/04/）。
- 相談急増！フリマサービスでのトラブルにご注意－個人同士の取引であることを十分理解しましょうー（【独立行政法人国民生活センター】https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180222_1.html）
- 特定商取引法ガイド インターネット・オークションで購入した商品を返品したい（【消費者庁】https://www.no-trouble.caa.go.jp/case/mailorder/case02.html）
- チケット不正転売禁止法（【文化庁】https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/ticket_resale_ban/index.html）

以上

© 2019 LAC Co., Ltd

「LAC」「ラック」「サイバー・グリッド・ジャパン」は、株式会社ラックの商標または登録商標です。この他、本書に記載した会社名・団体名、製品名、HP の名称等は、各社・各団体の商標または登録商標、製品名、HP の名称等です。
本書の著作権は株式会社ラックが保有します。
株式会社ラックは、本書の記載内容を利用（二次利用含む）した結果生じるいかなる損害・損失についても責任を負いません。
本書に記載された情報は発行日時点のものであり、閲覧・提供される時点では変更されている可能性があることをご了承ください。
情報モラル・情報セキュリティを含む情報の収集、読解、創造、分析、発信等の情報リテラシーの啓発（以下「本目的」といいます。）を目的とし、かつ対価を得ずに利用される限りにおいて、本書を紙媒体または電子媒体での配布や印刷（一部のみの印刷配布含む）をする場合には、株式会社ラックの改めての許諾は必要ありません。また、引用は著作権法に定められたルールに従い行ってください。
本目的の範囲外の利用、または有償での利用を行う場合等、本書の利用にあたって株式会社ラックの許諾が必要な場合、または不明点がおありの場合は、株式会社ラック サイバー・グリッド・ジャパン 情報リテラシー啓発のための羅針盤 問合せ窓口（Mail：cgj-compass@lac.co.jp）までお問合せください。

情報リテラシー啓発のための羅針盤（コンパス）

2019 年 3 月 1 日　　第 1.0 版 発行
2019 年 4 月 26 日　　第 1.1 版 発行
2020 年 11 月 30 日　　第 1.2 版 発行
2023 年 2 月 28 日　　第 2.0 版 発行
2024 年 10 月 31 日　　第 2.2 版 発行

株式会社ラック
サイバー・グリッド・ジャパン 編

監修（五十音順）

坂元 章	**お茶の水女子大学 教授**
園田 寿	**甲南大学法科大学院 教授**
匹田 篤	**広島大学大学院 准教授**
町村 泰貴	**成城大学 教授**
村井 万寿夫	**北陸学院大学 教授**

© 2019 LAC Co., Ltd

株式会社ラック
サイバー・グリッド・ジャパン